

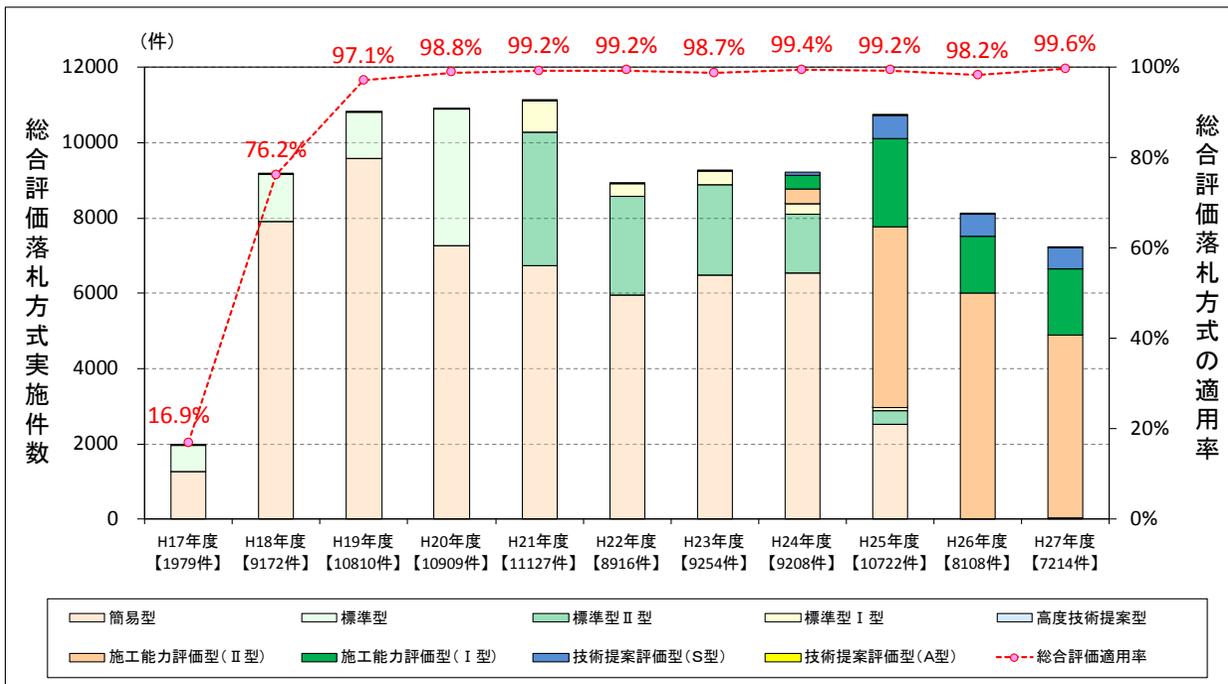
総合評価方式の改善等

1. 技術提案評価型S型の改善

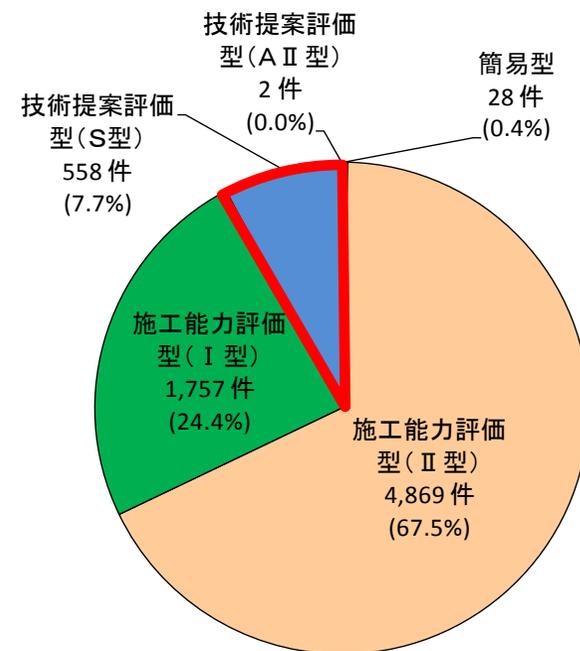
技術提案評価型S型の実施件数

- 技術提案S型は技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、公共工事の品質向上を期待する場合に適用している。
- H27年度において、558件(7.7%)で技術提案評価型S型を適用。

〔実施件数(平成17年度～平成27年度)〕



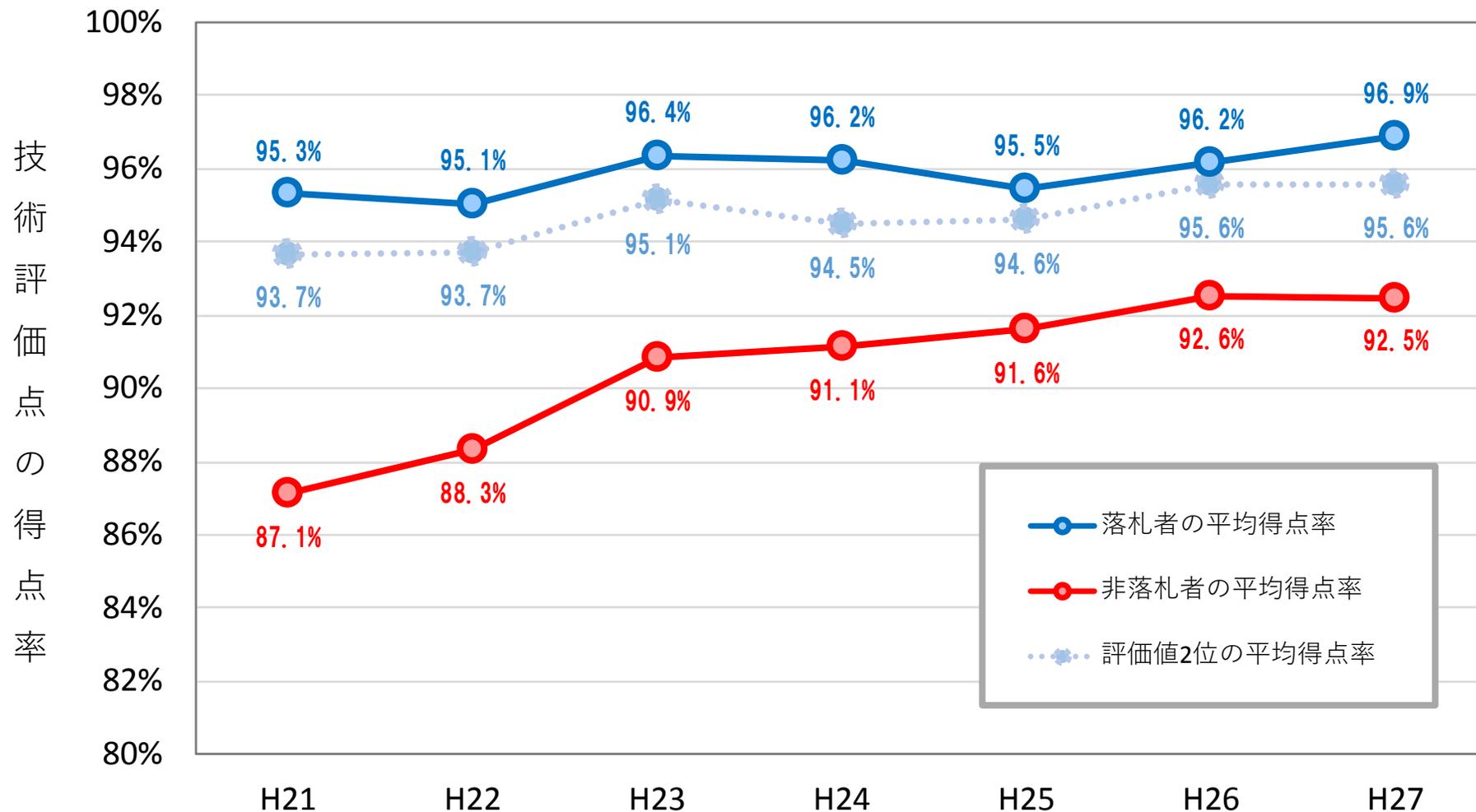
〔件数シェア(平成27年度)〕



注1) 8地方整備局の工事を対象 (港湾・空港関係工事を含む)。
 注2) 適用率は随意契約を除く全発注工事件数に対する総合評価落札方式実施件数の割合。

技術提案評価型S型の技術評価点の推移

○ 技術評価点の得点率について、落札者と非落札者の技術点差は経年的に縮小傾向にある。



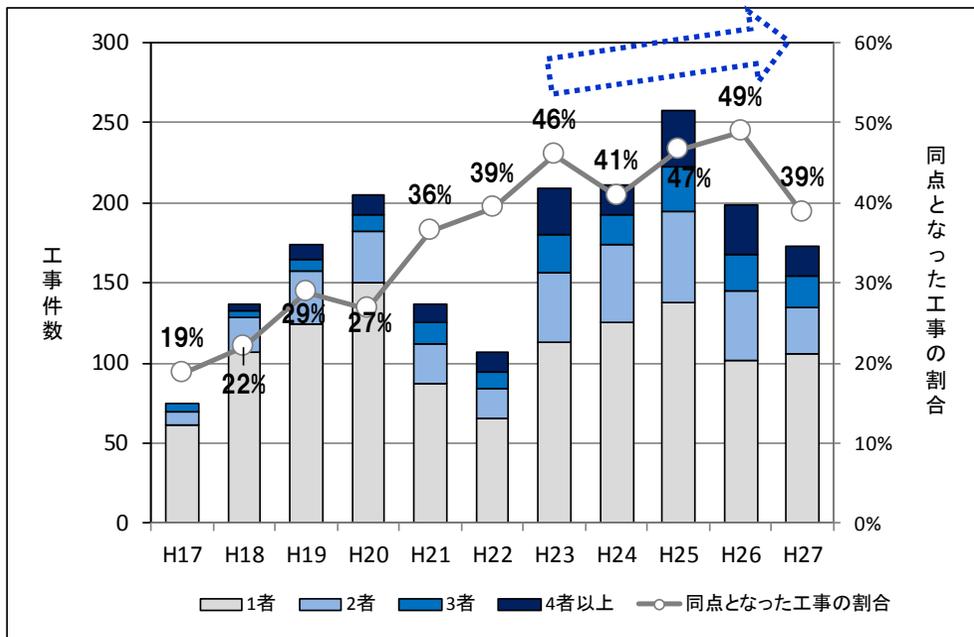
注1) 8地方整備局の工事を対象(港湾・空港関係工事を除く)。

注2) 「WTO技術提案評価型S型」はWTO標準型を含む。 注3) 非落札者の平均得点率は、予定価格内入札者を対象に算出。

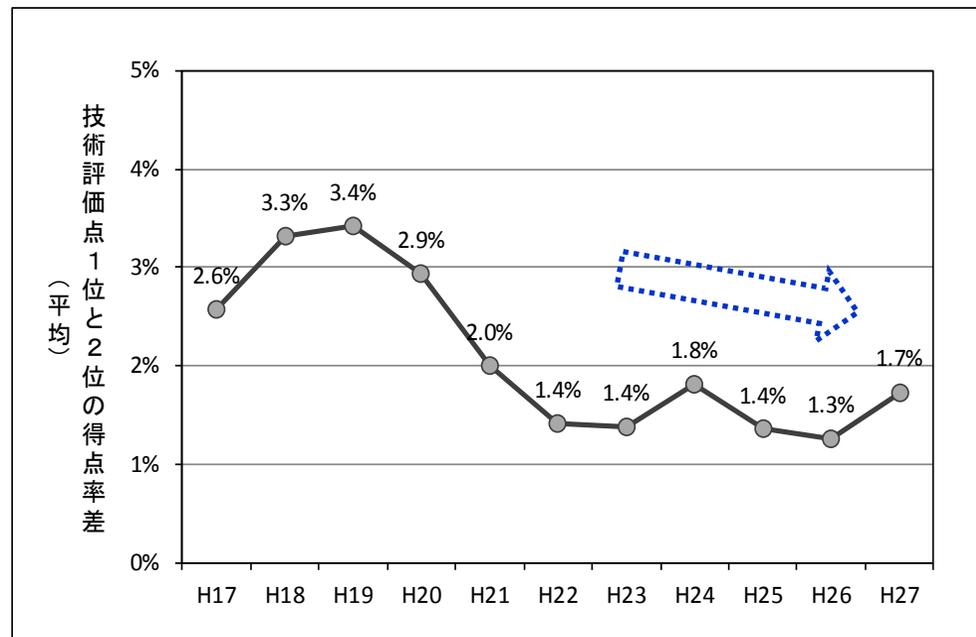
技術提案評価型S型の技術評価点の推移

○ 近年、「技術評価点1位同点者数」が増加し、「技術評価点1位と2位の得点率差」は減少する傾向。

技術評価点1位者数と1位同点となる工事の割合の推移



技術評価点1位と2位の得点率差の推移



注) 8地方整備局におけるWTO技術提案評価型S型の適用工事のうち、下記を除く工事を対象に整理
 ・港湾空港関係工事 ・加算方式の試行工事(平成19年度) ・予定価格内1者の工事

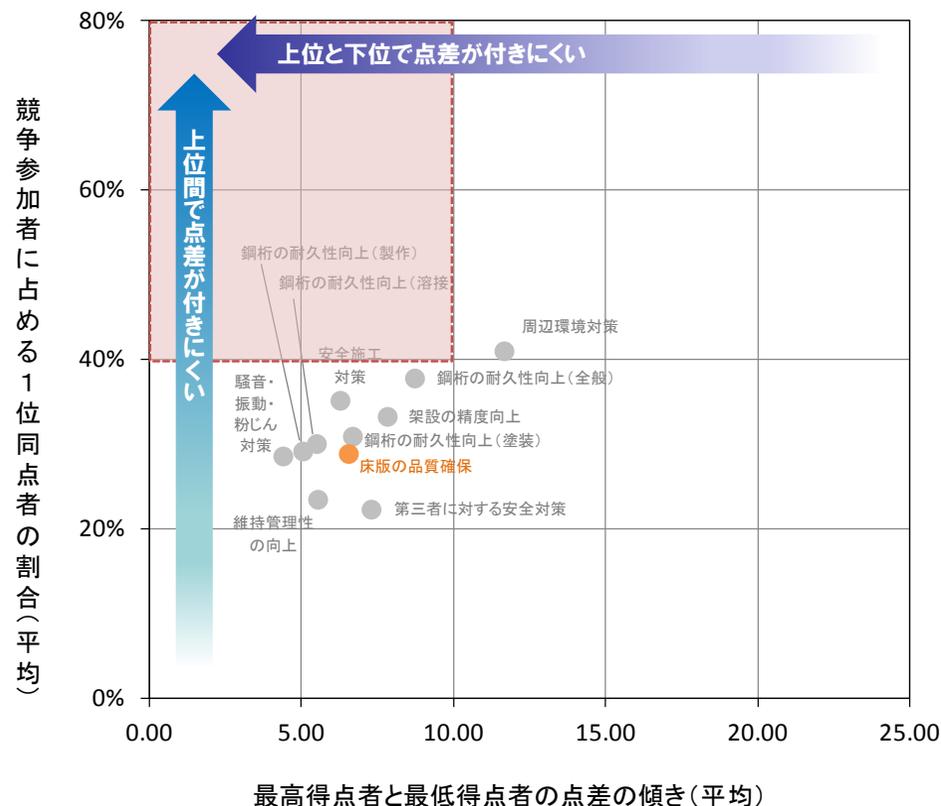
技術提案評価型S型では、施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待しているところであるが、最良の契約相手を選択するために、求める技術提案テーマは参加者で差が生じるものが求められるのではないかと。

技術提案の評価結果の分析

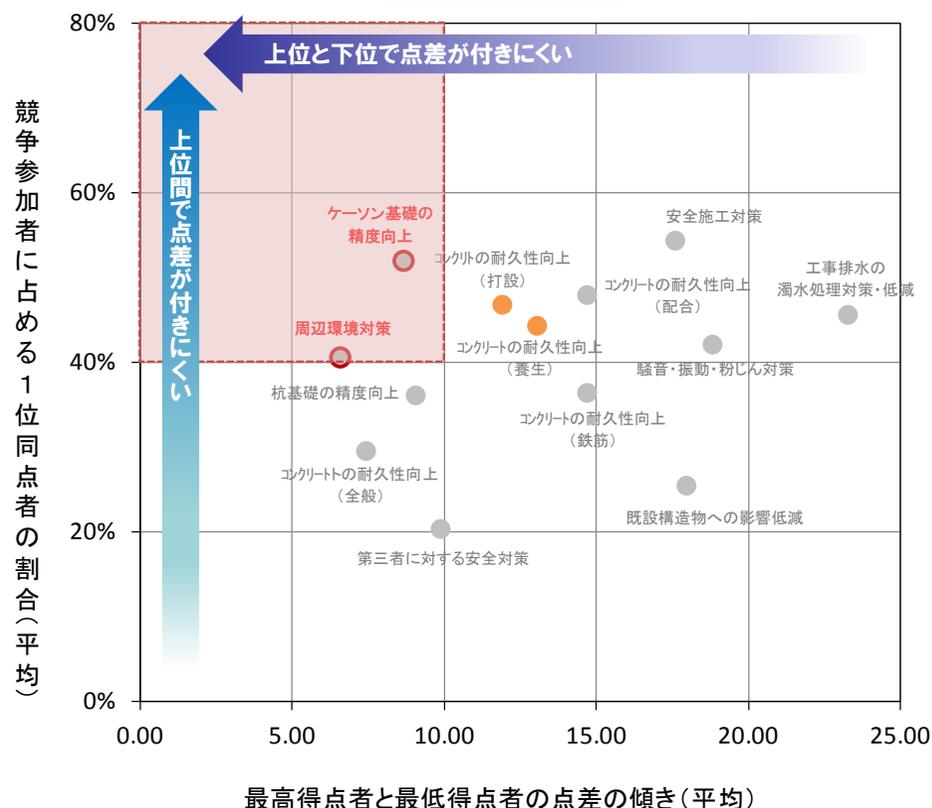
分析結果

- 「競争参加者に占める1位同点者の割合」が40%以上、「最高得点者と最低得点者の点差の傾き」が10.0以下のテーマを競争参加者間で点差の付きにくいテーマとして抽出
 - 鋼橋上部工事: 該当なし
 - 橋梁下部工事: ケーソン基礎の精度向上、周辺環境対策

鋼橋上部工事



橋梁下部工事



【凡例】 ○ 「競争参加者に占める1位同点者の割合」が40%以上、「最高得点者と最低得点者の点差の傾き」が10.0以下のテーマ ● 先行的に標準化に取り組んでいる技術の提案が想定されるテーマ

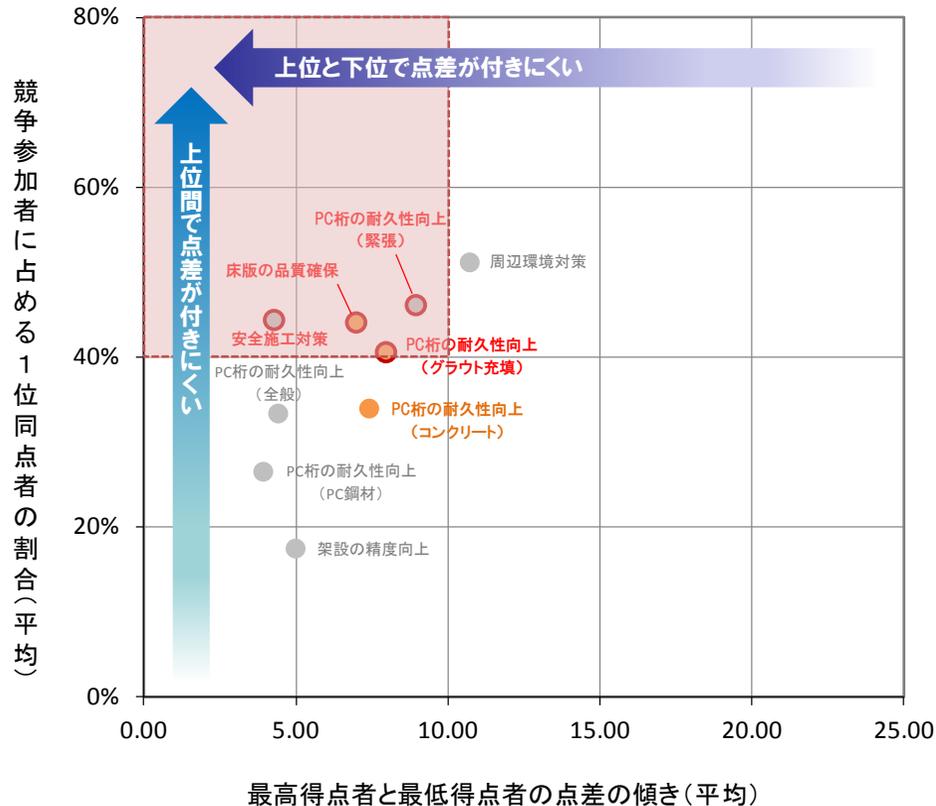
注1) 予定価格内入札者数が1者の工事は同点者の判定が出来ないため分析対象から除く 注2) 単独の地方整備局等のみで採用されているテーマは分析対象から除く

技術提案の評価結果の分析

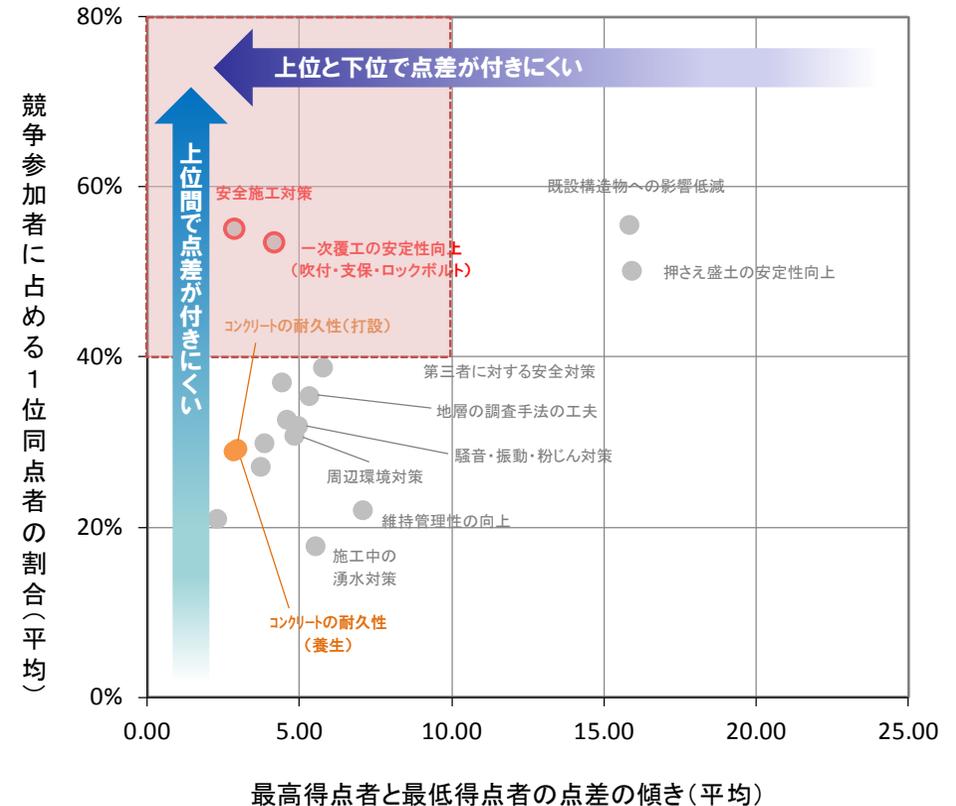
○「競争参加者に占める1位同点者の割合」が40%以上、「最高得点者と最低得点者の点差の傾き」が10.0以下のテーマを競争参加者間で点差の付きにくいテーマとして抽出

- PC工事 : PC桁の耐久性(緊張、グラウト充填)、床版の品質確保、安全施工対策
- トンネル工事: 安全施工対策、一次覆工の安定性(吹付・支保・ロックボルト)

プレストレスト・コンクリート工事



トンネル工事



【凡例】 ○ 「競争参加者に占める1位同点者の割合」が40%以上、「最高得点者と最低得点者の点差の傾き」が10.0以下のテーマ ● 先行的に標準化に取り組んでいる技術の提案が想定されるテーマ

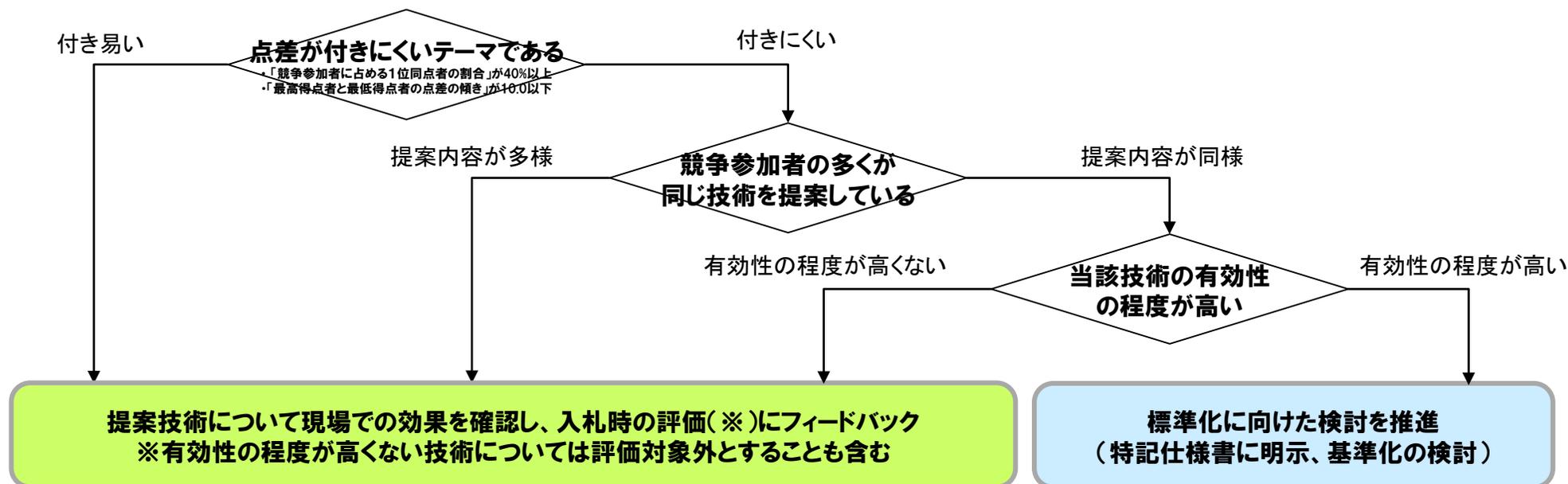
注1) 予定価格内入札者数が1者の工事は同点者の判定が出来ないため分析対象から除く

注2) 単独の地方整備局等のみで採用されているテーマは分析対象から除く

論点 点差が付きにくいテーマについて、どのように取り扱うべきか

■ 取組みの方向性(案)

- 技術提案により実施する内容について、現場での効果を確認し、その結果を入札時の評価にフィードバック
- 競争参加者間の点差が付きにくいテーマに対して、各競争参加者から提案される技術の多様性を確認し、同様の提案が多くみられる場合には、当該技術の有効性を検証の上、以下の取組みを実施
 - ・ 有効性の程度が高い技術提案 : 標準化に向けた検討を推進(特記仕様書に明示、基準化の検討)
 - ・ 有効性の程度が低い技術提案 : 有効性の検証結果を技術提案の審査・評価にフィードバック
- 上記の取組みを進めた上で、依然として点差が付きにくいテーマについては、以後の入札において技術提案のテーマに設定しないことも視野に取り扱いを検討(新たなテーマの検討)

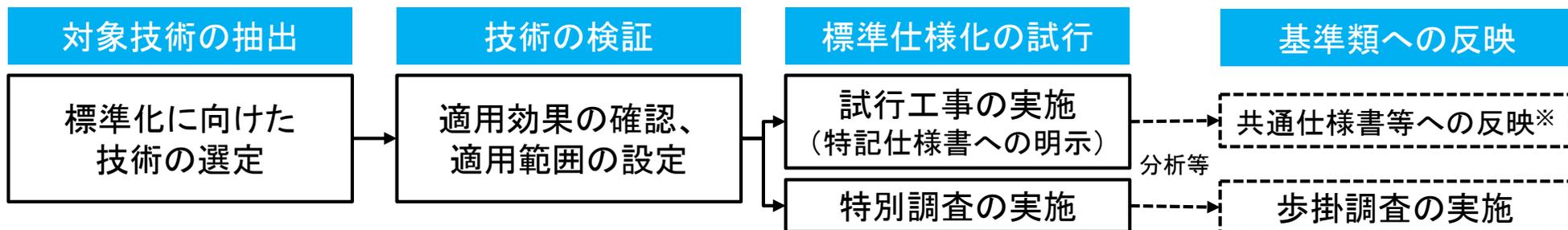


- ・ 来年度より、上記の取組みスキームにより点差が付きにくいテーマへの対応を進める
- ・ NETIS技術に関しては、新技術活用システム(NETIS)における取組と連携して検討を進める。

【参考】標準化に向けた取組み事例

道路事業における取組事例

○ 道路事業では、総合評価落札方式の技術提案において「常態的に提案される新技術」を対象に、既普及技術として試行的に標準仕様化に向けた取組みを実施。



■ 現在の試行対象

※標準化にあたってはNETISと連携

試行技術	技術概要	期待される効果
①高性能AE減水剤	高い減水性能及び良好なスランプ保持性能をもつ化学混和剤	充填不足や乾燥収縮等に伴うひび割れが懸念される部位に用いることで、ひび割れを抑制
②PCグラウト注入工	PCケーブルのグラウト注入時に真空ポンプを併用	グラウト注入時の気泡等の残留空気量の低減等による品質向上、注入時間短縮等による施工性の向上
③特殊バイブレータ	部位の特性に合わせた特殊なバイブレータを使用	特殊バイブレータの使用により、コンクリートの充填不足、締固め不足を改善
④コンクリート養生マット	養生マットの敷設による湿潤養生、保温養生	湿潤養生、保温養生によりひび割れを抑制
⑤コンクリート充填センサー	小型センサーにより、コンクリート打設時に充填状況をリアルタイムに確認	不可視部におけるコンクリートの充填状況を確認

※今後、試行技術の追加を予定

(候補技術：「鉄筋コンクリート打継ぎ面処理剤の使用」「コンクリートの収縮低減剤の使用」「溶接止端部のピーニング処理」)

2. 新技術の導入等、新たな技術提案の追加

新技術の導入等を進める取組について

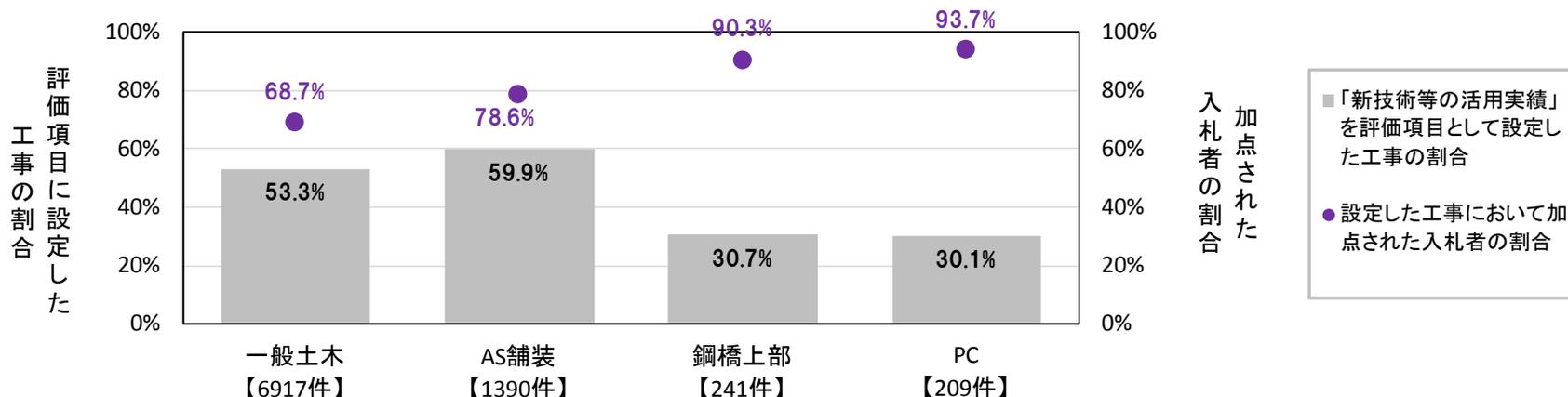
課題認識

- 平成26年の品確法改正により、発注者の責務として、これまでの当該工事の品質確保に加え、将来にわたる公共工事の品質確保の観点から、**担い手の中長期的な育成・確保**が規定
- これまでの総合評価方式では、当該工事に係る品質確保・向上の観点から提案を求め、評価を実施。
- 国土交通省において、平成28年を「生産性革命元年」と位置付け、「i-Construction」を推進等、生産性向上の取組を積極的に推進している状況や、インダストリ4.0※に代表される世界の潮流を踏まえれば、**入札契約方式においても、新技術・AI・IoTの導入を促進する方策**が必要ではないか。

※ 第4次産業革命を意味し、モノのインターネットや生産の自動化技術を駆使し、工場内外のモノやサービスと連携することで、今までにない価値や、新しいビジネスモデルの創出を狙った次世代製造業のコンセプト

(参考)これまでの入札契約における新技術の活用を促進する取組例

総合評価の評価項目として、適宜、新技術等の活用実績を評価



注1) 平成25~26年度に10地方整備局等(港湾・空港関係工事は除く)が契約を締結した施工能力評価型のうち、主要4工種(一般土木工事、AS舗装、鋼橋上部工事、PC)を対象に整理
 注2) 入札者の割合は、辞退・無効及び予定価格超過者を除く入札者数を対象に整理
 注3) 「新技術等の活用実績」は、ICT技術やNETIS登録技術の活用実績を評価

技術提案を通じた新技術の導入促進

論点 総合評価落札方式で求める技術提案において、新技術の導入を促す方策について

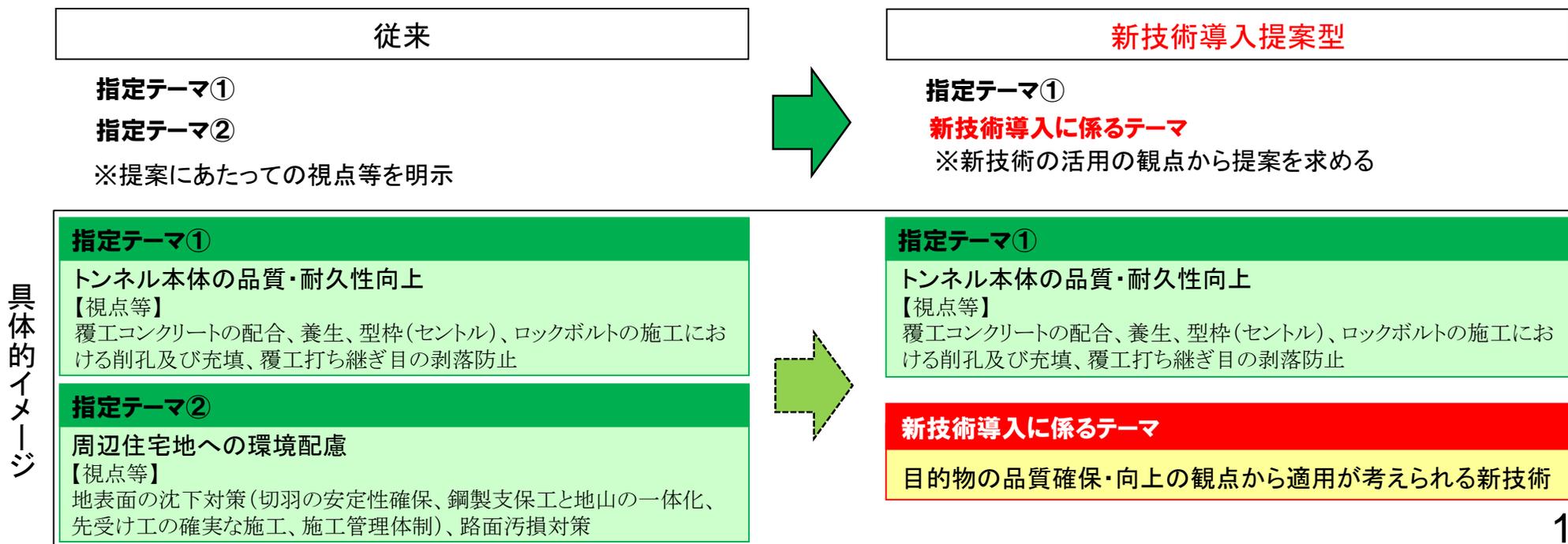
今後の方向性

- 具体的な新技術の提案を求めるテーマやi-Constructionの推進等に関連するテーマの設定を検討

試行案① 新技術導入提案型

対象工事において、従来求めているテーマの一部に代えて、目的物の品質確保・向上の観点から適用が考えられる新技術を求めるテーマを設定。 ⇒次回、具体的なテーマ等を提示

【新技術導入提案型のイメージ】



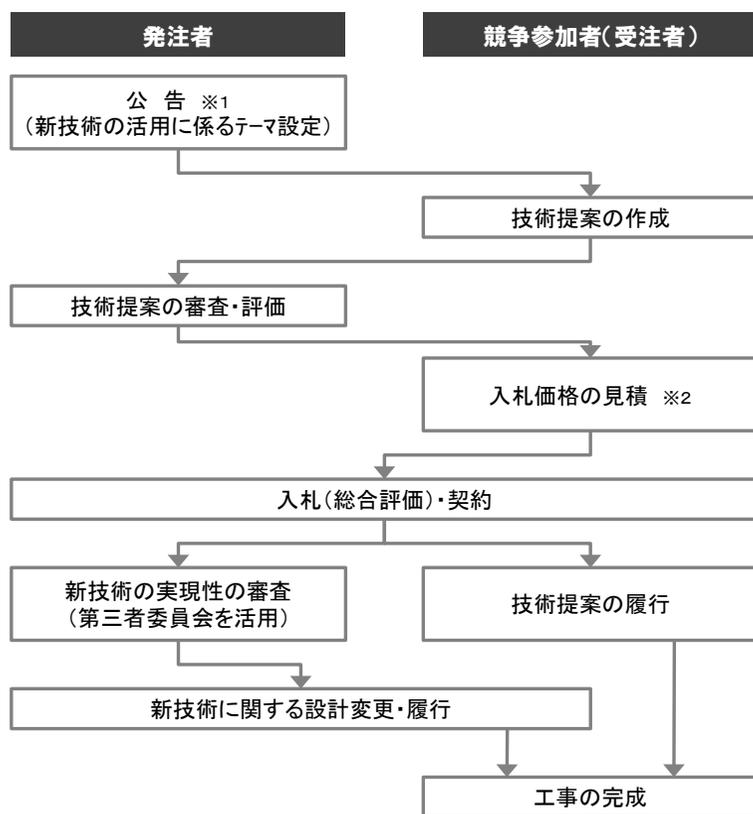
技術提案を通じた新技術の導入促進

試行案② 新技術導入評価型

現場ニーズや行政ニーズを踏まえ、新技術の活用が必要な工事分野や内容を特定し、該当工事において、必要となる新技術分野の提案を求める。提案が有用であると評価される場合には、設計変更を行い履行。

⇒次回、具体的なテーマや取組みスキーム等を提示

【新技術導入評価型のイメージ】



【公告時】

- 発注者が指定する分野において、提示する金額規模の範囲内で、導入する**新技術**に関する提案を求める。

【手続中】

- 提案は、成立性・信頼性等の観点から良否を審査・評価。
- **提案の履行に要する**コストは計上しない価格での入札とする。

【契約後】

- 落札者の提案する新技術について、当該工事の品質の確保・向上への寄与度、今後の標準化の必要性の観点から**第三者委員会に諮り、提案の履行の可否を決定**する。

〔※ 技術向上提案の評価が低い競争参加者が落札した場合等は、第三者委員会を介さずに提案の不採用を決定することも考えられる。〕

- 第三者委員会において**履行が認められた提案については、設計変更**を行い履行を求める。



第三者委員会の活用を契約後に行う事で、従来と同様に積算・入札が可能となり、手続期間を長期化させずに、取り組むことが可能

※1 工事内容に応じた評価テーマ(従来と同様)の他に、新技術分野の提案を設定する。

※2 新技術分野の提案については当初契約で採用せず、入札価格にも計上しない。

新技術の導入等を進める取組について

論点 新技術の導入を促すためにどのような入札契約方式が考えられるか

今後の方向性

- 新技術導入による施工の確実性の向上や3次元データの活用による効率化などの観点から、設計段階から施工者が有する技術・ノウハウも設計に反映させるため、ECI方式(※)を試行

※技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)を想定

試行案③ ECI方式

⇒次回、対象とするプロジェクト等を提示

【イメージ】



工法や形式の選定、施工時に活用できるデータモデルの検討に際し、より現場を踏まえた活用ができるよう施工者の視点・技術・ノウハウを提供

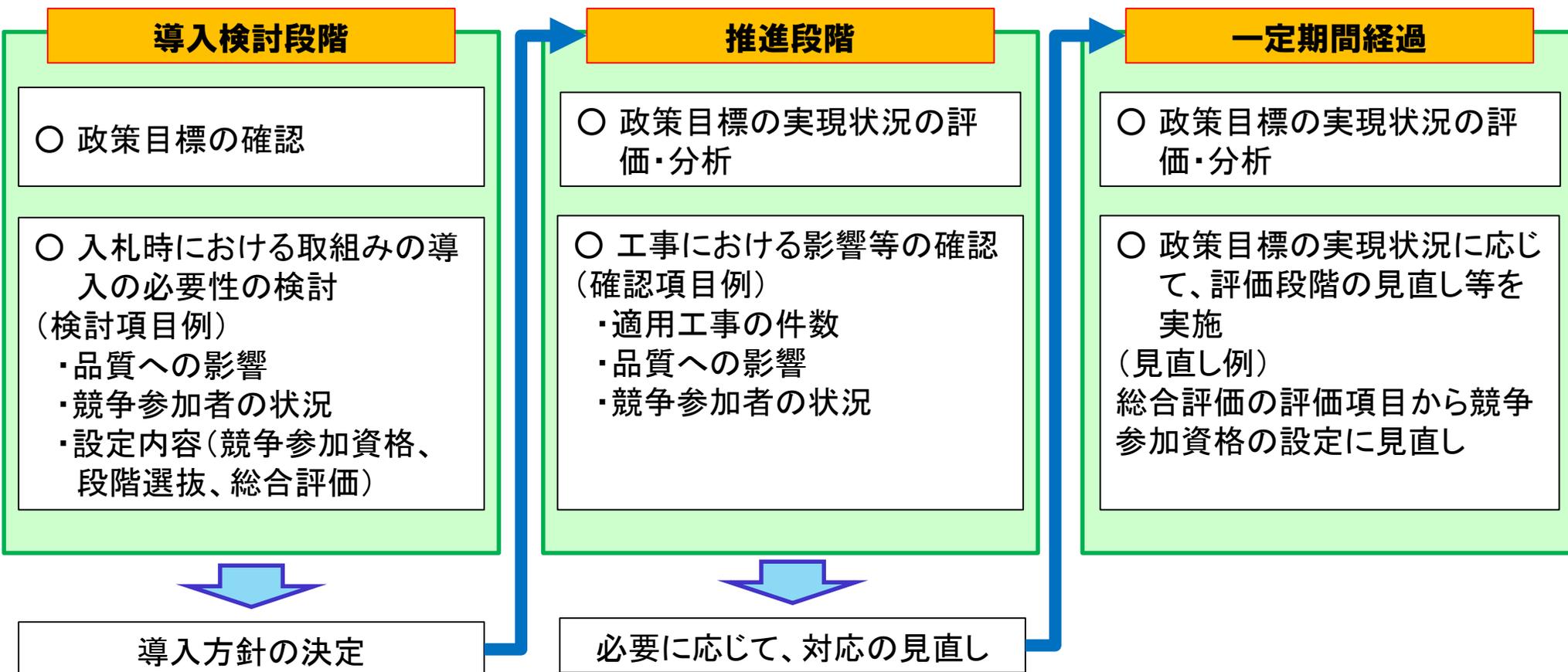
3. 担い手確保等の政策推進の取組

担い手確保等の政策推進の取組みの考え方

政策推進の取組みの基本的考え方

- 総合評価落札方式の基本的な目的である品質の確保・向上の観点に加えて、政策目標の実現状況を確認しつつ、適宜対応の見直しを実施する

政策推進の取組みの基本的考え方のイメージ



担い手確保に資する取組み状況

- 担い手確保に関する入札契約段階での取組みに関して、当懇談会でフォローアップを実施。

全体

今回

1. ワーク・ライフ・バランスを推進する企業の入札時の評価(H28後半～)
2. 週休2日モデル工事の実施

技術者の確保

(女性技術者)

3. 女性技術者の登用を促すモデル工事の実施(H26～)
4. 産休・育休等に配慮した技術者評価の実施 ⇒ H28.4 総合評価ガイドラインに反映
5. 女性の勤務に必要な施設整備費用の計上 ⇒ H28.8 快適トイレの標準化を実施

今回

(若手技術者)

6. 若手技術者の配置を促す入札契約方式を実施(H25～)

技能者の確保

7. 登録基幹技能者配置の加点評価の実施(H17～)
8. 特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行の実施(H24～)

○一般土木A等級等の工事において、認定制度を活用した評価を平成30年度までに全面的に導入。

※ 上記以外の調達については、平成28年度以降の取組結果を踏まえて検討

■導入に向けた工程表

H28年度～ 一部工事に導入(導入の効果等を検証)

導入対象工事は、基本的に政府調達協定の対象工事となるため、外国籍企業に関する確認体制等が整い、運用が開始されることが前提

H30年度 全面的に導入予定(対象:一般土木A、建築A、港湾土木A(政府調達協定対象工事)等)

段階的選抜方式において評価

上記以外の調達についても、H28年度以降の取組状況等を踏まえ検討

(参考)WLB関連認定の取得状況

■くるみん認定(次世代育成支援対策推進法に基づく認定)

一般土木A等級企業の取得状況:8企業※ ※厚生労働省HP(H28.11末時点)より

■えるぼし認定(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定)

一般土木A等級企業の取得状況:2企業※ ※厚生労働省HP(H28.12末時点)より

WLB関連認定制度を活用した評価の試行

○評価方法(段階的選抜方式において評価)

通常

企業の実績・成績等

技術者の実績・成績等



WLB推進企業を加点評価

段階的選抜 評価項目	評価基準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

【参考】

中国地方整備局発注の一般土木A等級工事において試行工事を実施
(静間仁摩道路宅野トンネル工事)

⇒ 平成29年度は、試行を各地方整備局等に拡大 ※対象工事がない地方整備局等もあり得る

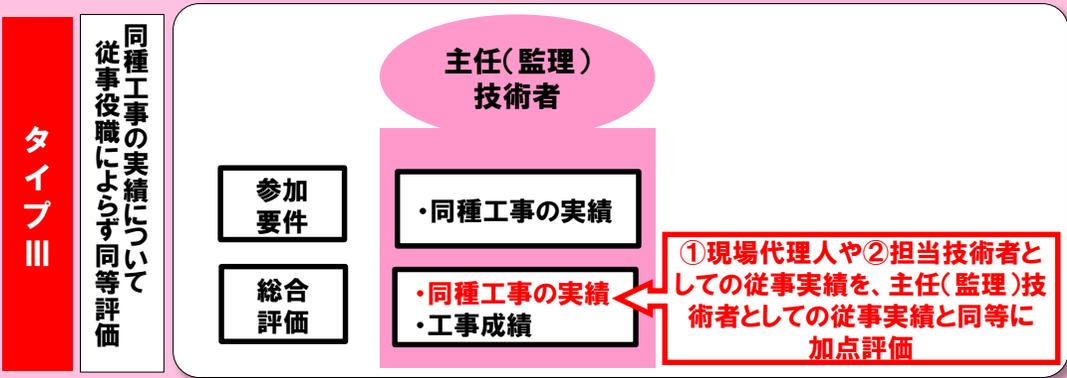
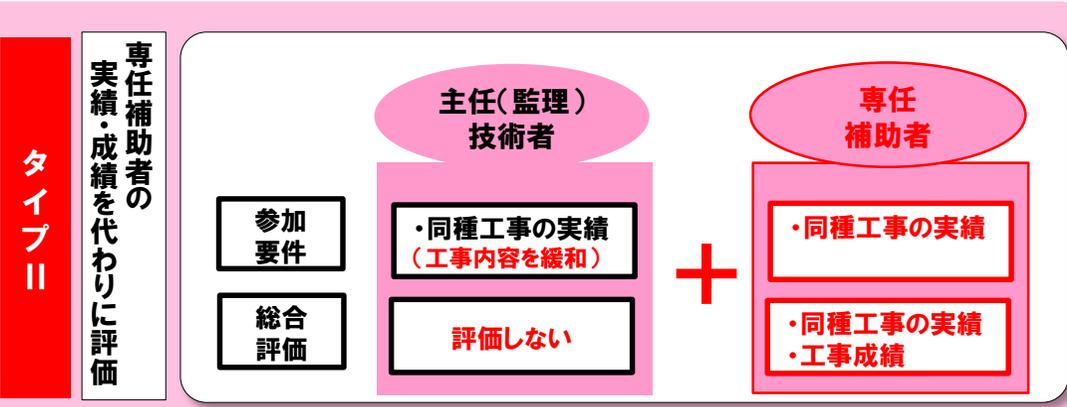
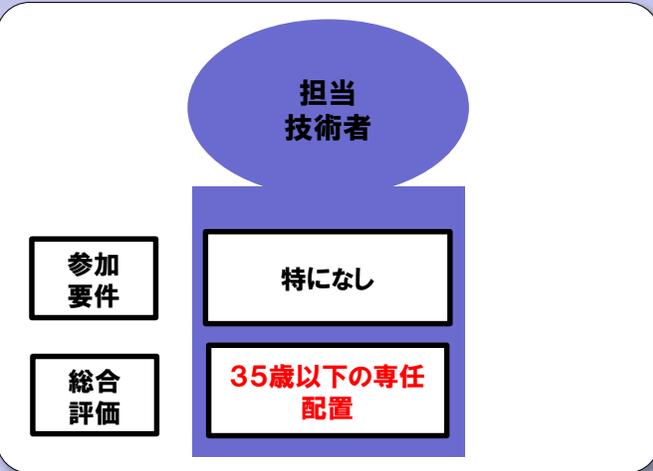
若手技術者の配置を促す入札契約方式①



主任(監理)技術者として配置を促進

担当技術者として配置を促進

タイプⅠ
一定年齢以下の専任配置を加点評価



若手技術者の配置を促す入札契約方式②

各地方整備局における平成28年度の取り組み

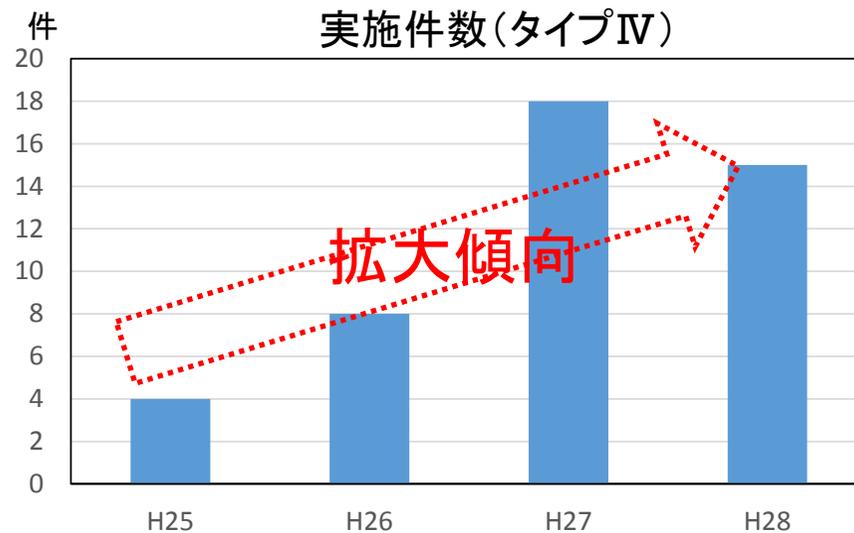
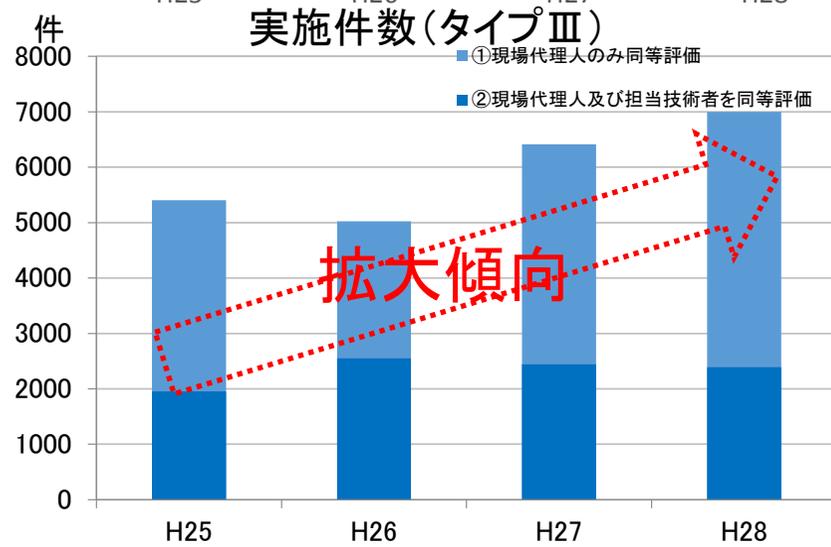
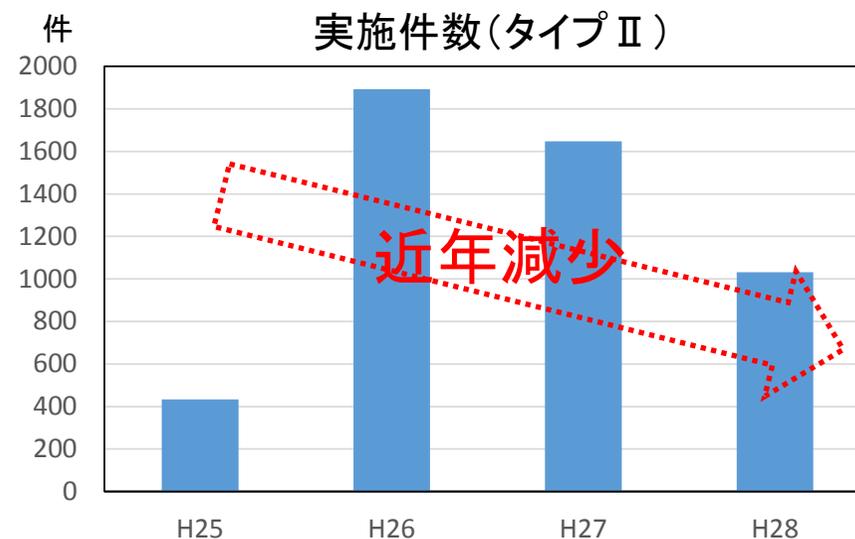
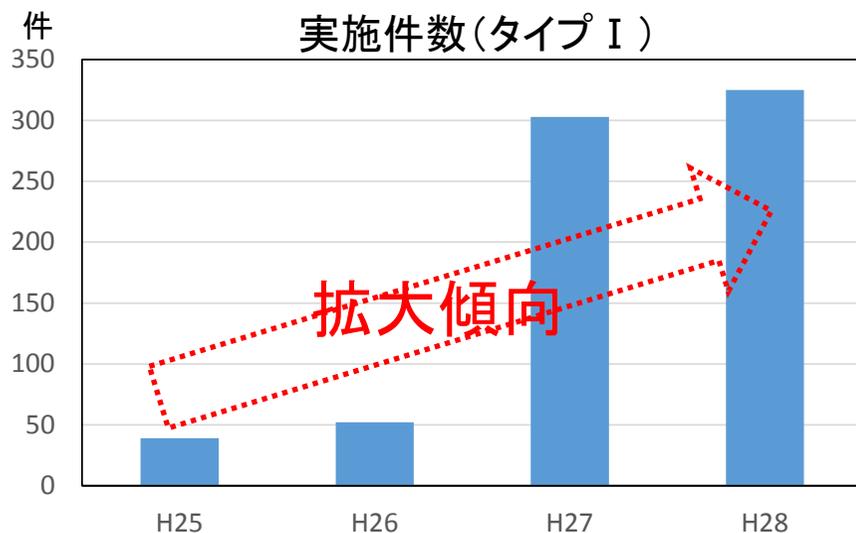
	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
タイプⅠ 担当技術者として配置を促進		【加点要件】 40歳以下	【加点要件】 35歳以下	【加点要件】 30歳以下 資格・経験は問わず			【加点要件】 年齢は問わず			
タイプⅡ 専任補助者の実績・成績を代わりに評価		専任補助者		専任補助者			専任補助者 〔※主任(監理)技術者が40歳未満の場合〕		— 企業の支援体制評価 〔※主任(監理)技術者が40歳以下の場合〕	専任補助者
タイプⅢ 同種工事の実績について従事役職によらず同等評価 (①現場代理人、②担当技術者)	現場代理人同等評価	現場代理人同等評価	現場代理人同等評価	現場代理人同等評価	現場代理人同等評価 ※施工能力評価型(Ⅱ型)において実施	現場代理人同等評価 ※試行工事を実施	現場代理人同等評価 ※施工能力評価型において実施	現場代理人同等評価	現場代理人同等評価	現場代理人同等評価
	担当技術者 1/2評価	担当技術者 1/2評価	担当技術者 同等評価	担当技術者 評価せず	担当技術者 同等評価 ※施工能力評価型(Ⅱ型)において実施	担当技術者 同等評価 ※試行工事を実施	担当技術者 同等評価 ※施工能力評価型において実施	担当技術者 7/10評価	担当技術者 同等評価 ※試行工事を実施	担当技術者 評価せず
タイプⅣ 一定の年齢以下であることを参加要件に設定						【参加要件】 40歳以下			【参加要件】 40歳以下	

※各タイプについては、併用している場合もある

 : 試行の取り組み内容

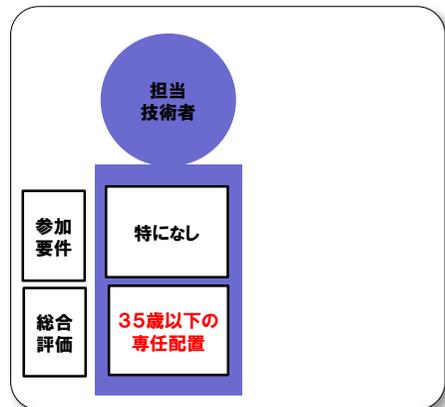
若手技術者の配置を促す入札契約方式③

- タイプⅠ、Ⅲ、Ⅳについては、実施件数は拡大傾向。特に、タイプⅢについては、標準的(全工事対象)に実施している地方整備局が多い。
- タイプⅡについては、近年実施件数が減少傾向となっている。



タイプ I

一定年齢以下の専任配置を
加点評価



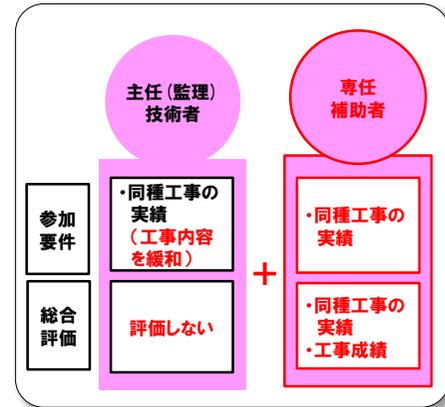
今後の方向性 →

タイプ	H27 実施件数	若手担当技術者配置率	工事成績	受注者からの主な意見
I	303件	約60%	78.4点 (N=80)	<ul style="list-style-type: none"> ・若手に実績を積ませるために有効。 ・若手技術者が少ないため試行工事が増えると受注機会が減少する

6割の工事において若手技術者が配置されることとなり、一定の効果をおいていると思われる、参加者から経験を積ませるために有効との声もあるため、引き続き取り組むこととするが、適用にあたっては、地域における若手技術者の状況等を踏まえ、競争性の確保等に留意する。

タイプ II

専任補助者の実績・成績を
代わりに評価



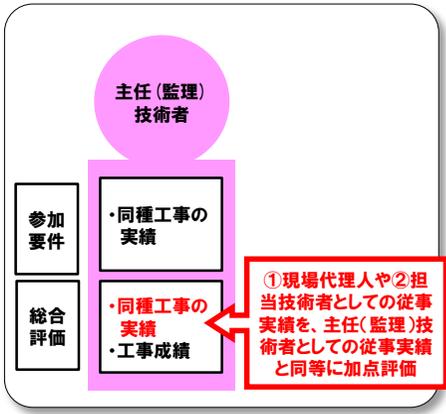
今後の方向性 →

タイプ	H27 実施件数	専任補助者配置率	工事成績	受注者からの主な意見
II	1,647件	約3%	77.3点 (N=18)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者が少ない企業などでは専任補助者を配置することは負担が大きい。 ・企業による支援体制を評価してほしい。

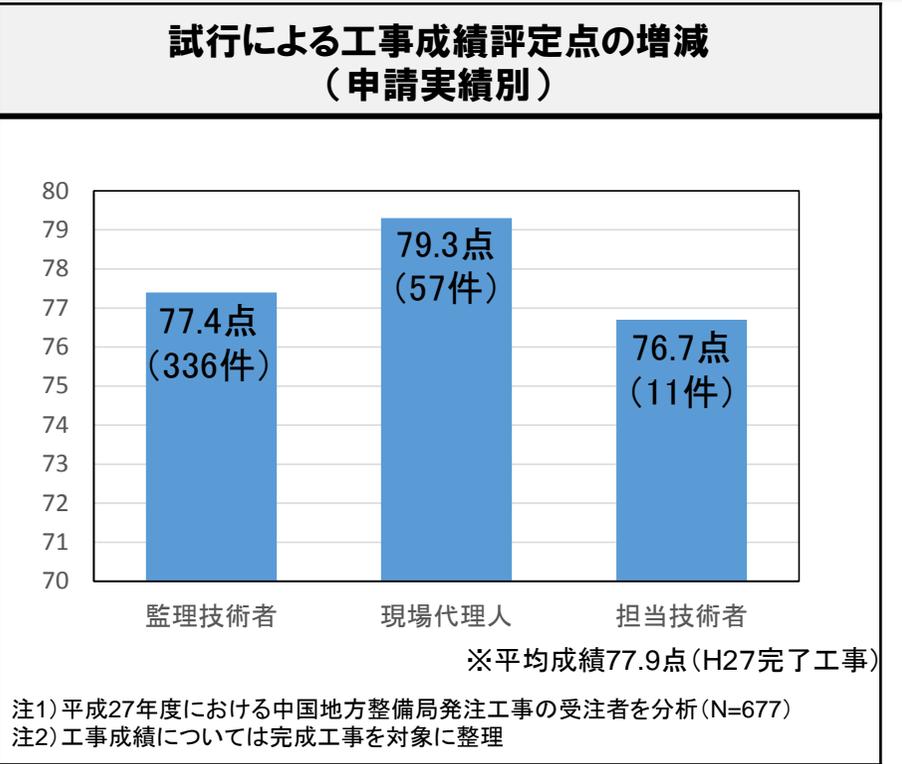
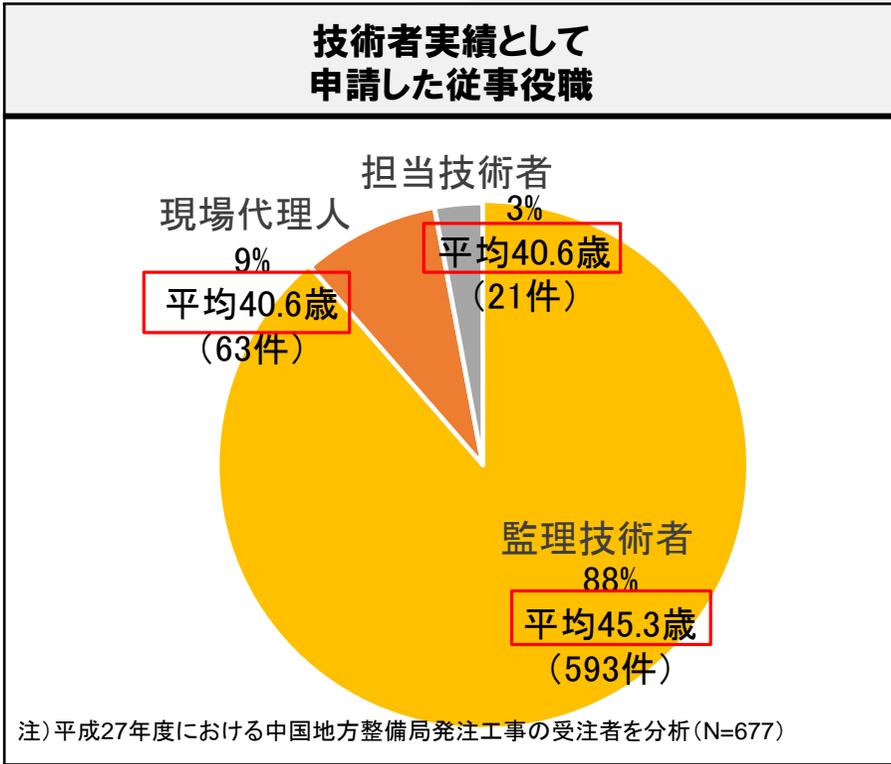
専任補助者を配置した割合が極めて少なく、参加者からは専任補助者を配置する負担が大きいとの声もあることから、企業の支援体制等を評価する方を検討

タイプⅢ

同種工事の実績について
従事役職によらず同等評価



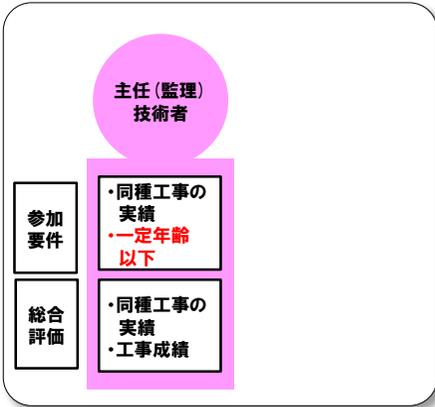
タイプ	H27 実施件数	監理(主任)技術者以外の実績による申請率	工事成績	受注者からの主な意見
Ⅲ-① (現場代理人を同等評価)	4,939件	約9%*	79.3点* (N=57)	・若手に実績を積ませるために有効。 ※中国地方整備局における実績
Ⅲ-② (担当技術者を同等評価)	1,715件	約3%*	76.7点* (N=11)	



今後の方向性 → 現場代理人、担当技術者の実績により申請した者は少ないが、監理技術者の実績により申請した者と比較し同等以上の成績を有していることから、取組みを継続。

タイプⅣ

一定の年齢以下であることを参加要件に設定



今後の方向性

タイプ	H27 実施件数	若手主任(監理)技術者参加率	工事成績	受注者からの主な意見
Ⅳ	18件	100%	79.4点 (N=12)	・若手に実績を積ませるために有効。 ・若手技術者がいない場合に競争に参加できない。

※平均成績77.9点(H27完了工事)

確実に若手技術者を参加させることが可能であり、成績についても同等以上を確保できていることから、地域における若手技術者の状況等を踏まえ、競争性の確保等に留意しつつ取り組みを継続する。

論点 若手技術者の配置を促す試行工事の今後の展開について

■ 取り組みの方向性(案)

- 各タイプの特徴等を踏まえ、競争性の確保や品質の確保等に留意しつつ、引き続き、取り組みを進めることとしたいが、留意すべき点などないか
- タイプⅡ(専任補助者を評価)については、2名の専任に負担を要するとの実情も踏まえ、現行の方式と専任補助者以外の企業のバックアップ体制を評価する方式を適用する

(参考)若手技術者の配置を促す入札契約方式

企業による支援体制を評価している事例【九州地方整備局】

○九州地方整備局では、若手技術者(40歳以下)を監理技術者として配置することを参加要件としたうえで、企業による若手技術者の支援体制を総合評価で加点する取り組みを試行で実施。

評価項目		配点
企業の 能力等	同種工事の実績	2点
	工事成績	3点
	表彰	1点
	工事の手持ち状況	3点
	支援体制	5点
	地域貢献度	6点
技術者の 能力等	工事实績	2点
	工事成績	4点
	表彰	2点
	配置予定技術者の資格	1点
	その他	1点
合計		30点

**企業による若手技術者の
支援体制(※)を評価**

※現場に対する技術的支援(品質確保、安全対策、対外調整、緊急時対応等)、若手技術者の技術力向上に繋がる支援等について評価

(参考)若手技術者の配置を促す入札契約方式

経験豊富な技術者によるサポートを評価する事例【北陸地方整備局】

○ 北陸地方整備局では、経験豊富な技術者(非専任)の配置を条件に若手技術者を主任(監理)技術者に配置する場合に、加点評価する取組みを実施。

北陸地方整備局空港港湾関係工事で実施している具体的要件

【主任(監理)技術者】

- ① 経験豊富な技術者を配置する場合における主任(監理)技術者は、基準日(公告日における当該年度の4月1日時点)において40歳未満の者であること。
- ② 主任(監理)技術者に必要な資格及び同種工事実績を有する者であること。
ただし、同種工事実績の数値要件は設けない。

【経験豊富な技術者(非専任)】

以下の①～⑤全ての条件が必要(但し、現場代理人又は担当技術者で配置する場合は①、②で可)。

- ① 港湾関係における15年以上の実務経験
- ② 1級土木施工管理技士又は技術士(建設部門又は総合監理部門)の有資格者で資格取得後、10年以上の者。
- ③ 他の工事に技術者として従事していない者。
但し、担当技術者として従事している者は可。
- ④ 現場に1日以内に到着可能な場所を勤務地としている者。
- ⑤ 現場において、配置予定技術者の指導を定期的に実施(1回/月程度、半日/回程度)。

※ 1 複数者の配置可、複数工事への兼務可

※ 2 共同企業体(JV)による申請の場合は、JV代表者から配置。

	若手主任(監理)技術者	経験豊富な技術者(非専任も可)
資格	必要	必要
同種実績	必要	不要
加算点	対象(3点)	なし
施工実績	対象	非対象
工事成績	対象	非対象

担い手確保等の政策推進について

論点 若手技術者等の配置の促進やWLBの推進による担い手確保等の政策の推進のため総合評価落札方式においてどのように取組んでいくべきか

■ガイドラインにおける記載

2-4 競争参加資格要件と総合評価項目

総合評価の評価項目は、品質確保・品質向上の観点を中心に、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保など公共工事に関連する政策の推進の観点も含め適宜設定する。

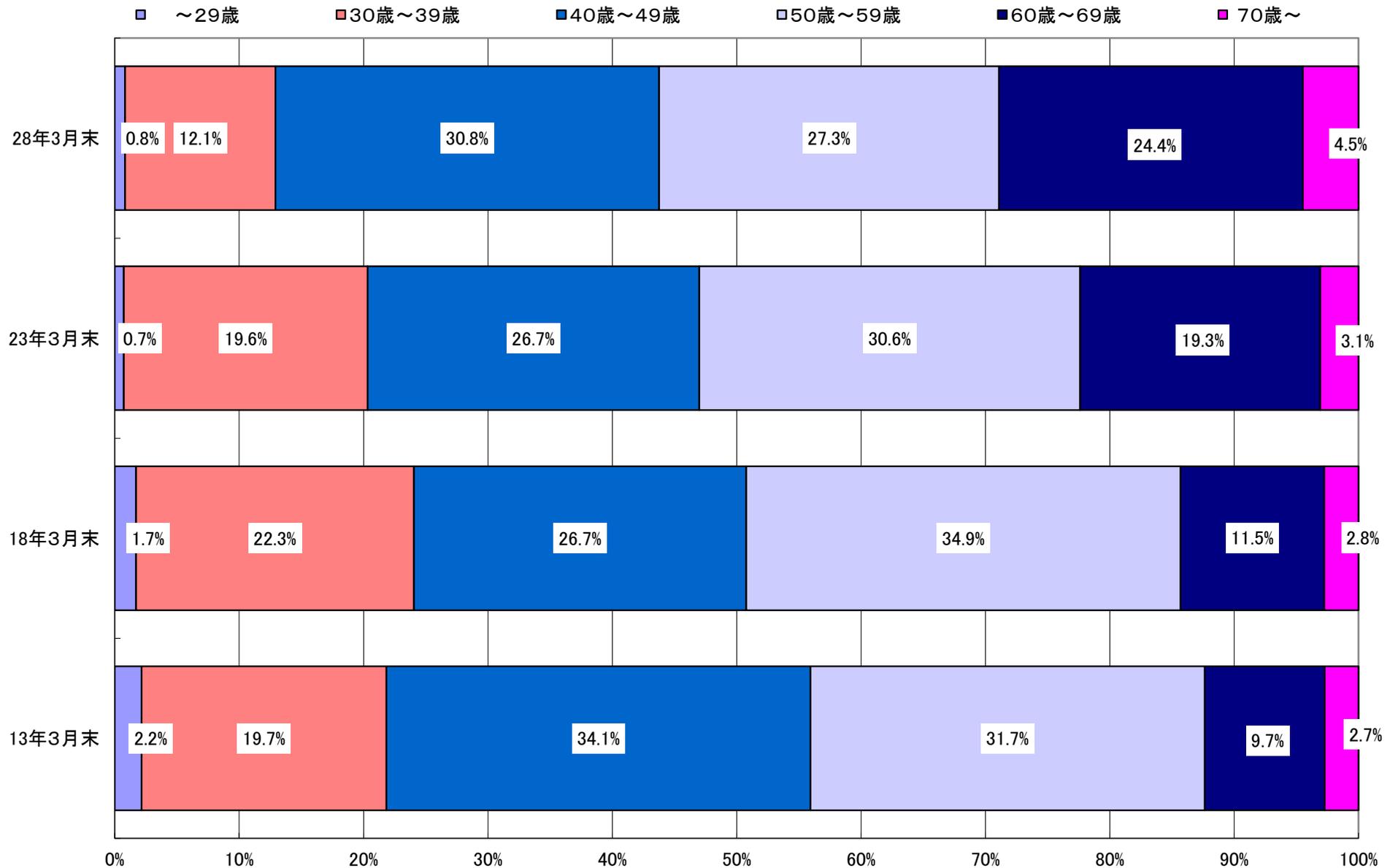
競争参加資格要件と総合評価項目案(施工能力評価型Ⅱ型)

資格要件・評価項目		参加要件	総合評価	
企業 の 能力等	同種工事の施工実績	○	○	
	工事成績	○	○	
	表彰	×	○	
	関連分野での技術開発の実績	×	△	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO等)	×	△	
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	△	
	その他(手持ち工事量等)	△	△	
	その他	△	△	
地域 精 通 度 等	地理的 条件	本支店営業所の所在地	△	△
		企業の近隣地域での施工実績の有無	△	△
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	△
	災害協定の有無・協定に基づく活動実績	×	△	
	その他(ボランティア活動等)	×	△	

資格要件・評価項目		参加要件	総合評価
技術者 の 能力等	資格	○	△
	同種工事の施工実績	○	○
	工事成績	○	○
	表彰	×	○
	継続教育(CPD)の取組状況	×	△
	その他	×	△
	監理能力(ヒアリング)	×	×
(施工計画) 技術提案	施工計画	×	×
	施工計画の適切性(ヒアリング)	×	×
	技術提案	×	×
施工 体制	品質確保の実効性	×	△
	施工体制確保の確実性	×	△

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

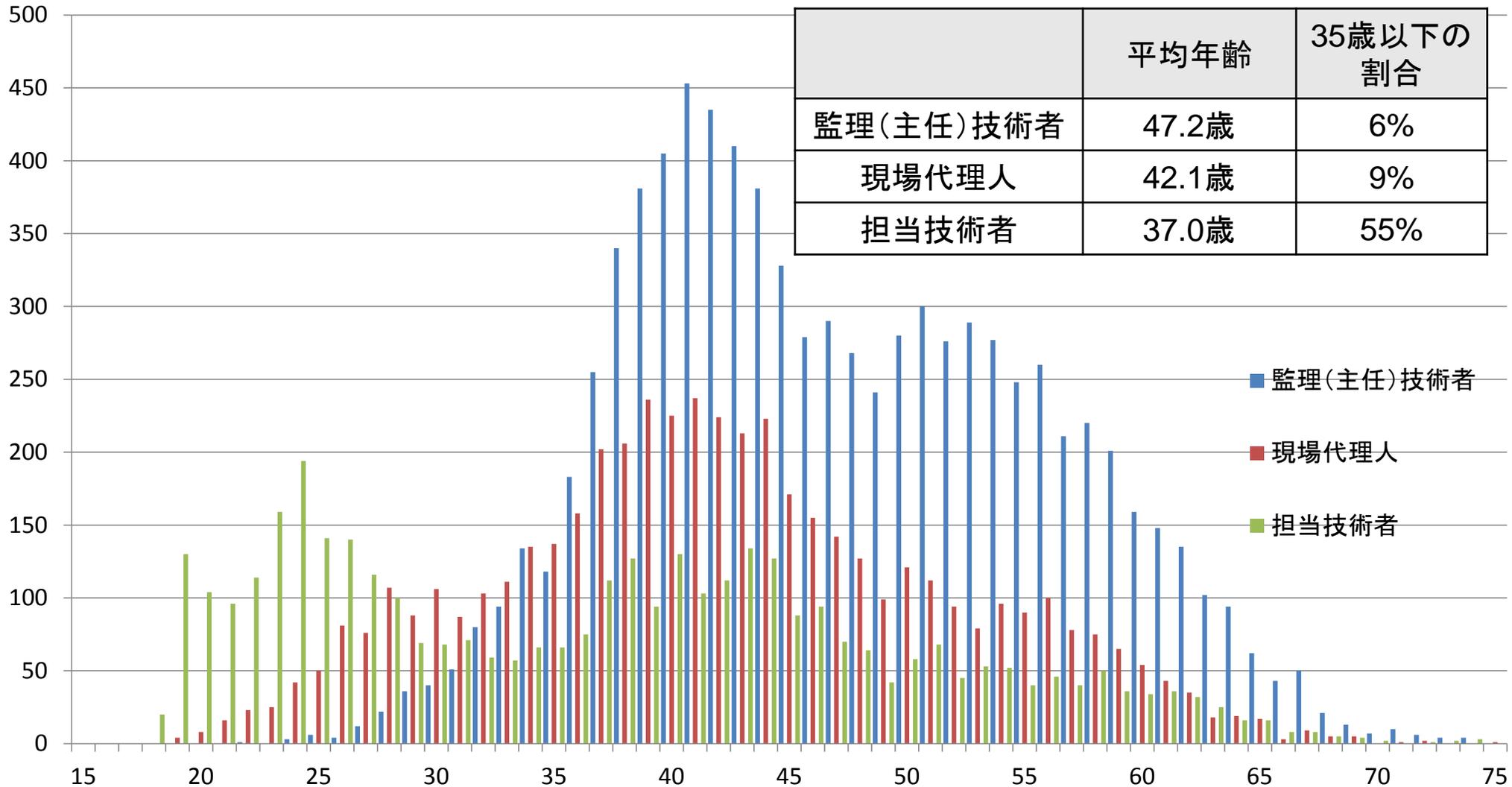
年齢別資格者証保有率



(参考)直轄工事に従事する技術者の年齢分布

全工事

人数

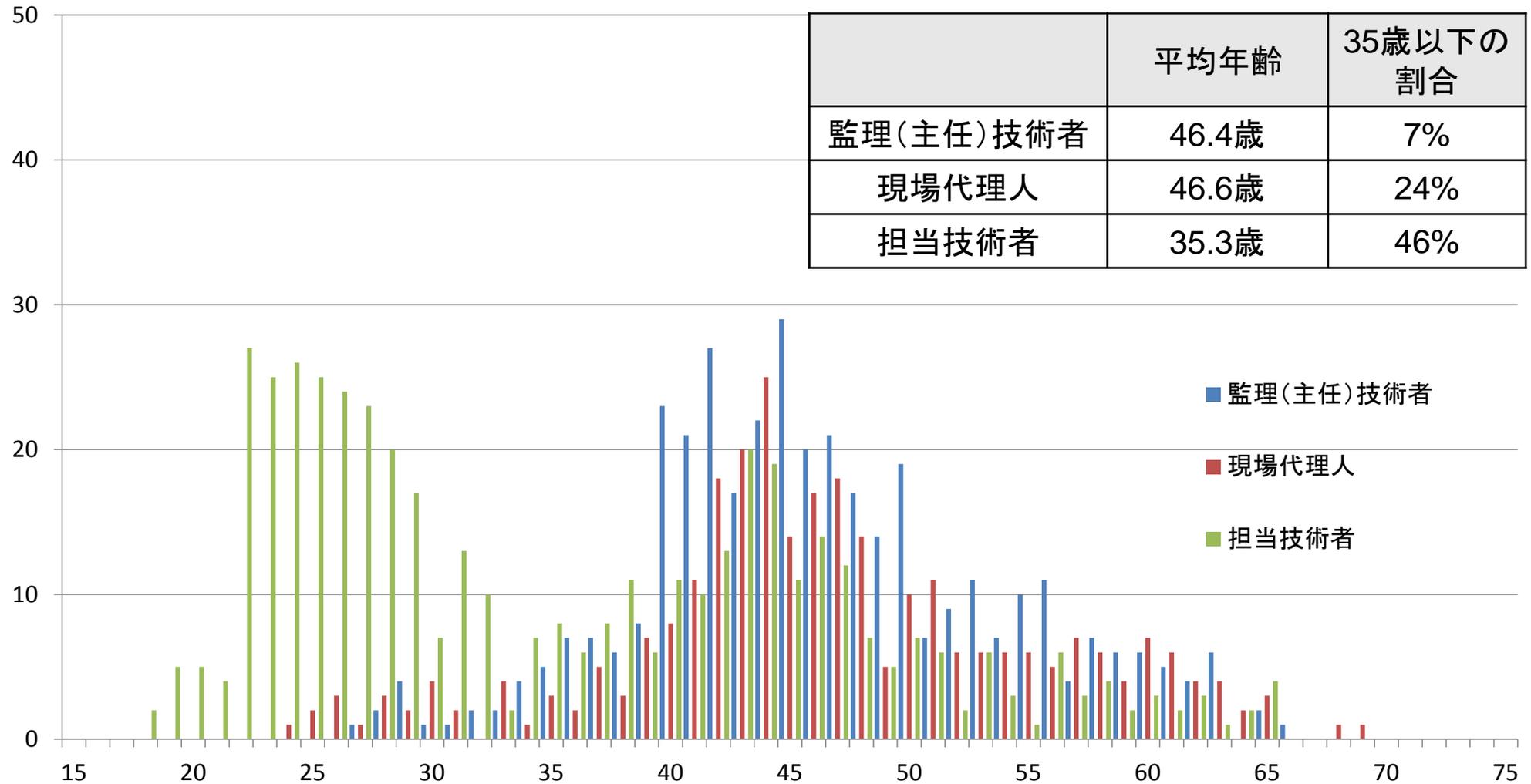


注1) 平成27年度国土交通省発注工事を対象にコリンズデータより集計
 注2) 監理技術者と現場代理人を兼務している場合は監理技術者として集計

(参考)直轄工事に従事する技術者の年齢分布

WTO対象工事

人数



注1) 平成27年度国土交通省発注工事を対象にコリンズデータより集計

注2) 監理技術者と現場代理人を兼務している場合は監理技術者として集計

年齢

31

4. 企業の参加機会の確保について

直轄実績のない企業の参入に配慮した取組み

- 直轄実績のない企業の参入を促すことを目的に工事成績を求めず施工計画を加点評価するチャレンジ型や自治体発注工事の成績も評価対象とする自治体実績評価型等を実施。
- 各地方整備局で実施しているチャレンジ型等について、実施事例より直轄実績の無い企業の受注率、工事成績を分析し、各タイプのレビューを実施。

各地整におけるチャレンジ型等の取組み

	工事成績	施工計画	対象工事
チャレンジ型	加点しない	加点する	一般土木C・D、維持修繕、舗装工事
自治体実績評価型	加点する (自治体実績も対象)	加点しない	一般土木C・D、維持修繕、舗装工事
(参考)施工能力評価型 I 型	加点する (直轄工事が対象)	加点しない (妥当性を確認)	全工種

■上記以外の新規参入を促す取組み例

・企業チャレンジ型(新規参入型)【近畿地方整備局】

府県・政令市の実績のみしか有していない優良な企業の直轄工事への参入を促すため直轄工事の実績のない者のみを参加要件とし府県・政令市の実績・成績を評価

直轄実績のない企業の参入に配慮した取組み

○チャレンジ型、自治体実績評価型いずれも、全工事に比べて、近年、直轄実績のない企業の新規参入が多い。

○直轄実績のない企業が受注した工事の成績も平均(※)並みを確保。

※平均成績77.9点(H27完了工事)

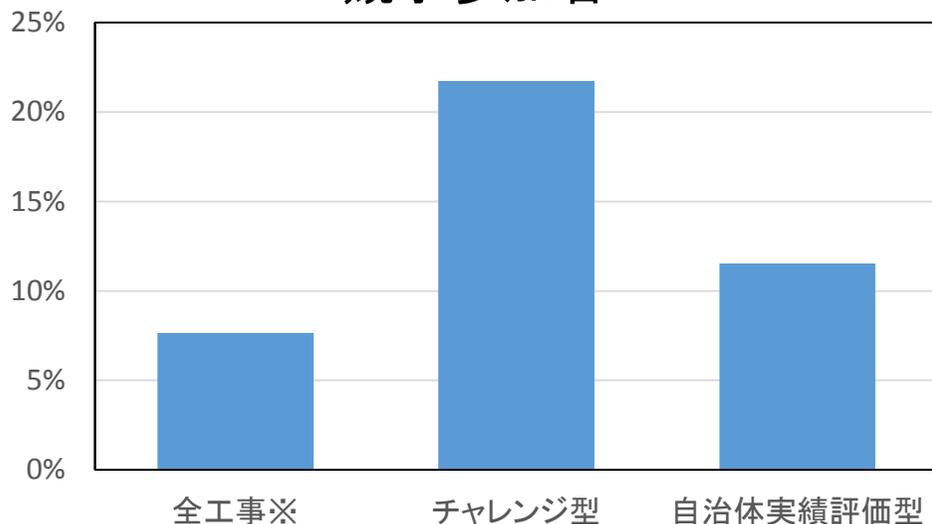
	実施件数(H27)	新規参入率※ (競争参加者)	新規参入率※ (受注者)	工事成績 (直轄実績なし)
チャレンジ型	37件	22%	22%	76.7点
自治体実績評価型*	75件	12%	7%	77.2点

*試行的に実施している関東、近畿、四国の事例を集計

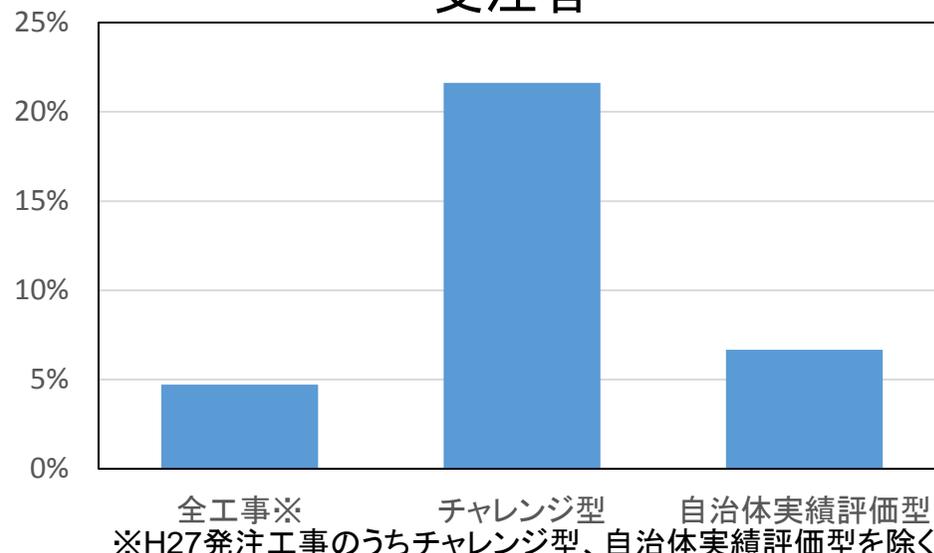
※新規参入率: 過去4年間に直轄工事の実績がない企業の割合
(過去4年間は、各地方整備局等における成績の評価対象期間の最大期間)

新規参入率

競争参加者

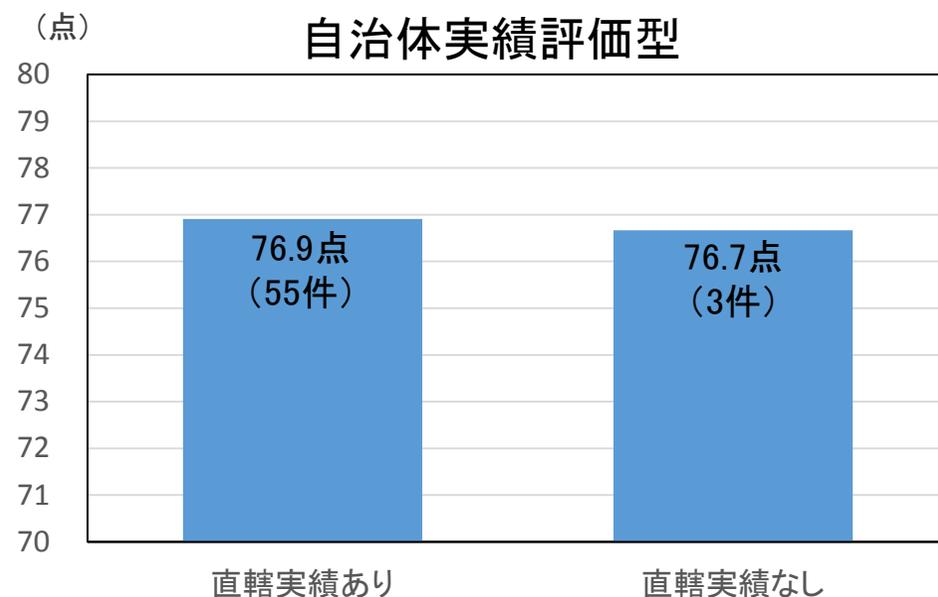
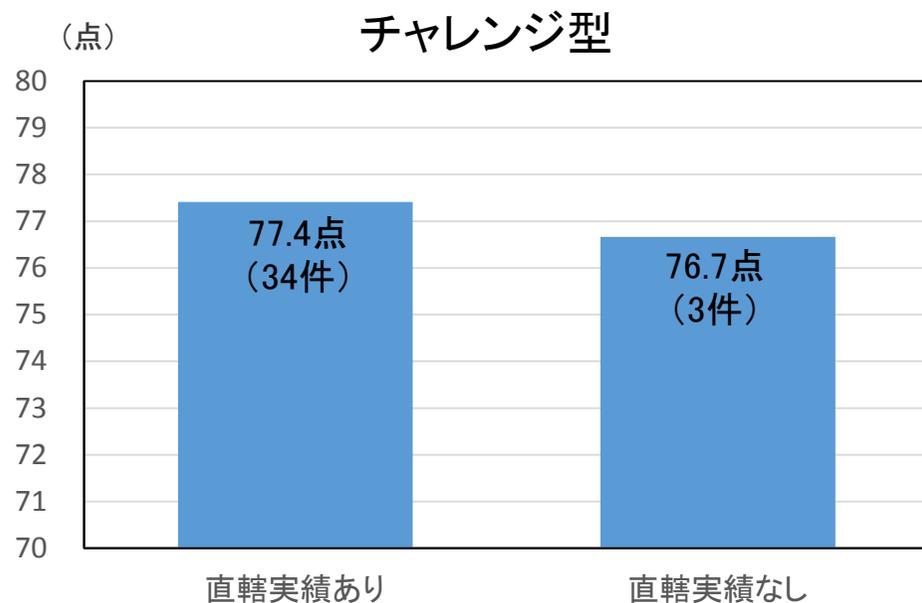


受注者



直轄実績のない企業の参入に配慮した取組み

工事成績評定



※平均成績77.9点(H27完了工事)

論点 直轄実績のない企業の参入に配慮した取組みの方向性について

■取組みの方向性(案)

- ・ チャレンジ型や自治体実績評価型により、直轄実績のない企業の参入率・受注率が高まる傾向が確認されたことから、地域における企業の状況等を踏まえながら、取組みを継続

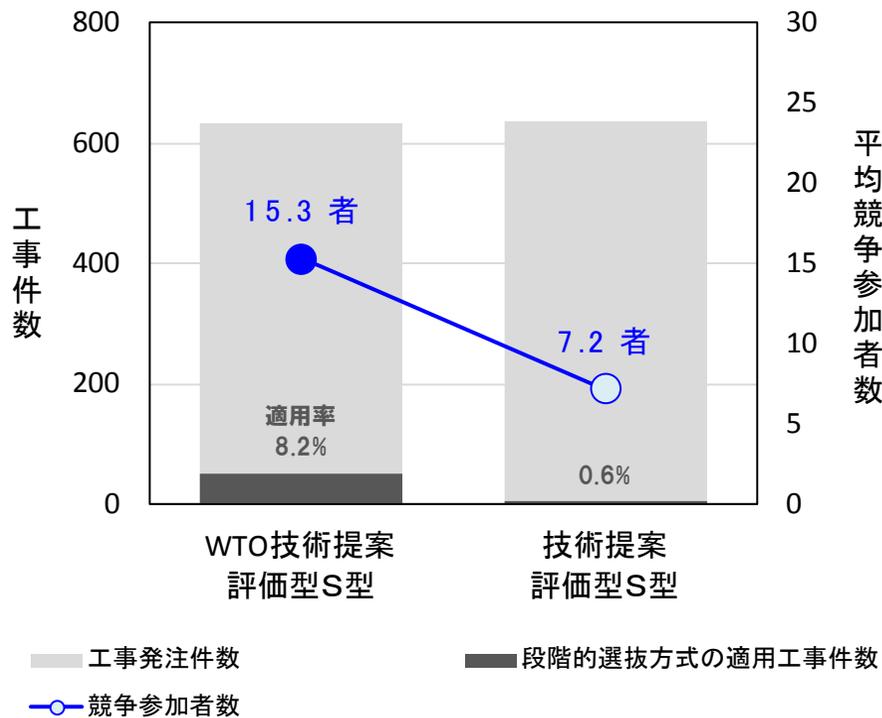
段階的選抜方式について

技術提案評価型の実施状況

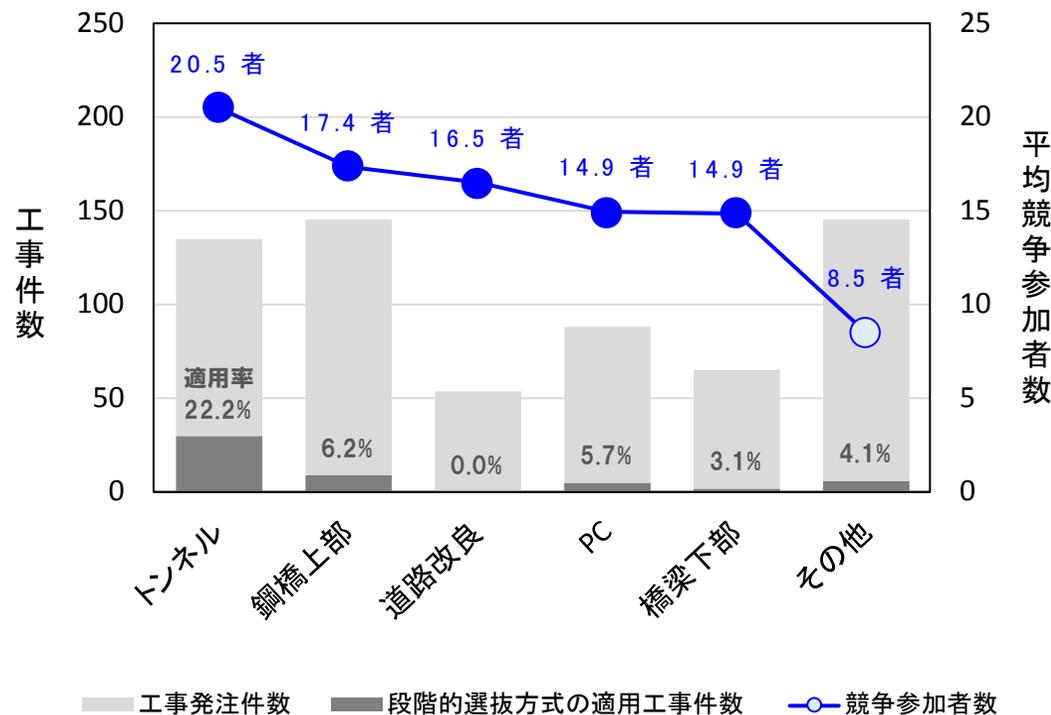
技術提案評価型S型の実施件数と参加者数

○技術提案評価型S型では、WTO対象の「トンネル」、「鋼橋上部」、「道路改良」、「PC」、「橋梁下部」では、参加者が1工事あたり10者を超え、これらの工事を中心に段階的選抜方式を適用

技術提案評価型S型のWTO対象・対象外別工事件数と平均競争参加者数(N=1,270件)



技術提案評価型S型(WTO対象)の工種別工事件数と平均競争参加者数(N=632件)



注1)平成25～27年度における10地方整備局等(港湾・空港関係工事は除く)が契約を締結した技術提案評価型S型を対象に整理

(右図は更に各年度のWTO技術提案評価型適用件数が10件以上の工種を対象)

注2)競争参加者数は、無効・辞退等を含む者数で整理

段階的選抜方式評価項目(トンネル工事)

○トンネル工事の段階的選抜方式については、各地整で地域の実情を踏まえ評価項目を設定。

一次審査の評価項目(トンネル工事)

評価期間/配点

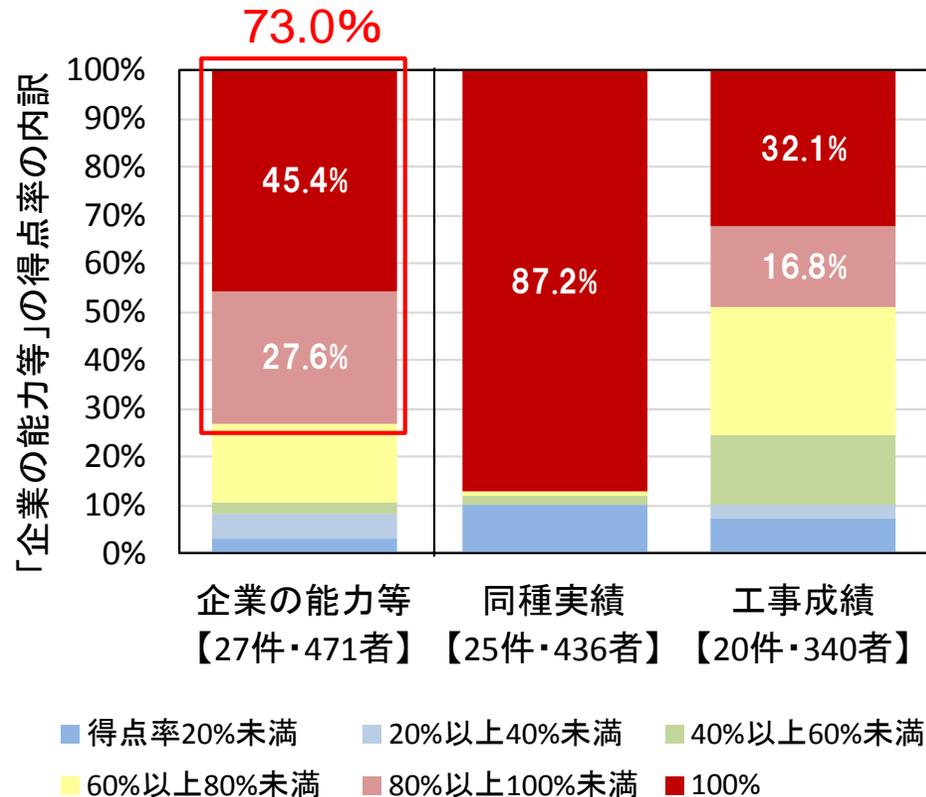
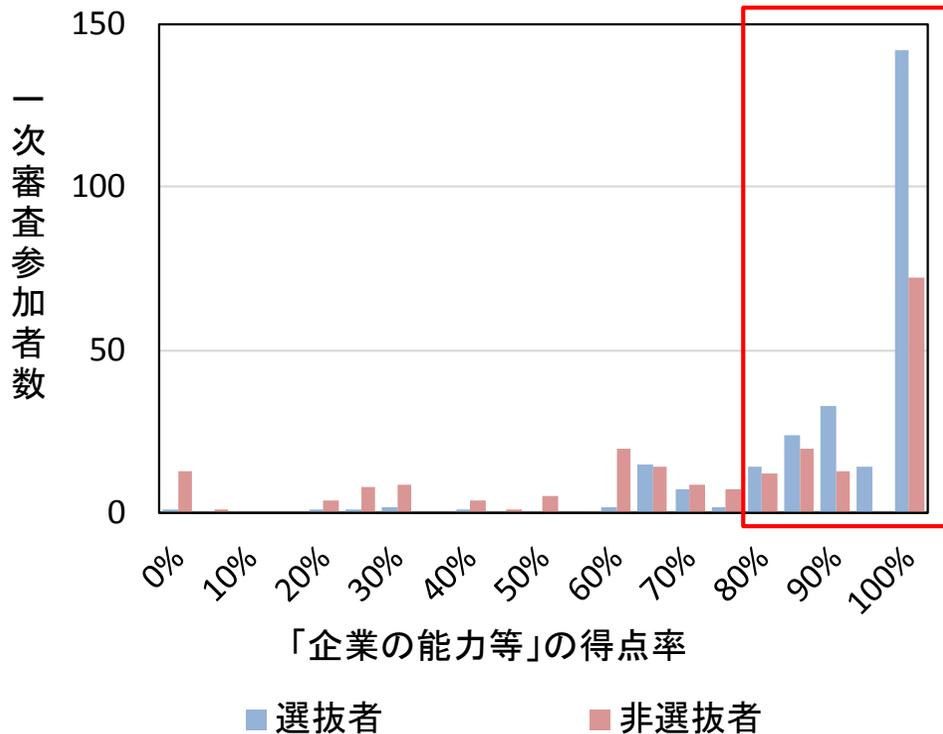
		本省		東北		関東	北陸		中部		近畿		中国		四国		九州		
企業 の 能力 等	同種工事实績	15年間	6	15年間	5	H25以降 未実施	15年間	9	15年間	9	15年間	9	8年間	9	15年間	15	15年間	6	
	工事成績	同じ工種区分 2年間	6	同種工事 4年間	5		同種工事 15年間	6	同種工事 15年間	6	同じ工種 区分4年 間	6	同種4年 間	6	—	同じ工種 区分4年 間	6		
	その他	表彰の有無	3	事業促進 PPPまた はCMの実 績	5		—	—	—	—	—	—	—	—	—	表彰あり	3		
技術者 の 能力 等	同種 工事 実績	評価期間	15年間	6	15年間		6	15年間	9	15年間	9	15年間	9	8年間	9	15年間	15	15年間	4
		技術者別 評価(※)	監理(主任)技術者	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
			現場代理人	◎			◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		担当技術者	○		○	△	—	○	○	○	○	○	○	○					
	工事成績	同じ工種区分 4年間	6	同種工事 15年間	6	同種工事 15年間	6	同種工事 15年間	6	同種工事 8年間	6	同種工事 8年間	6	—	同種工事 4年間	8			
その他	表彰の有無	3	施工経験	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	表彰あり	3				

※評価の高い順に◎→○→△としている

一次審査の評価結果(トンネル工事)

選抜結果と得点率

○ 段階的選抜方式では、約7割の競争参加者が「企業の能力等」で高得点(得点率80%以上)を得ている。



注1) 平成25～27年度における10地方整備局等(港湾・空港関係工事は除く)が契約を締結した技術提案評価型S型において一次審査に参加した競争参加者を対象に整理(トンネル工事)ただし、一次審査の項目として当該項目が設定されていない工事及びその参加者は対象外

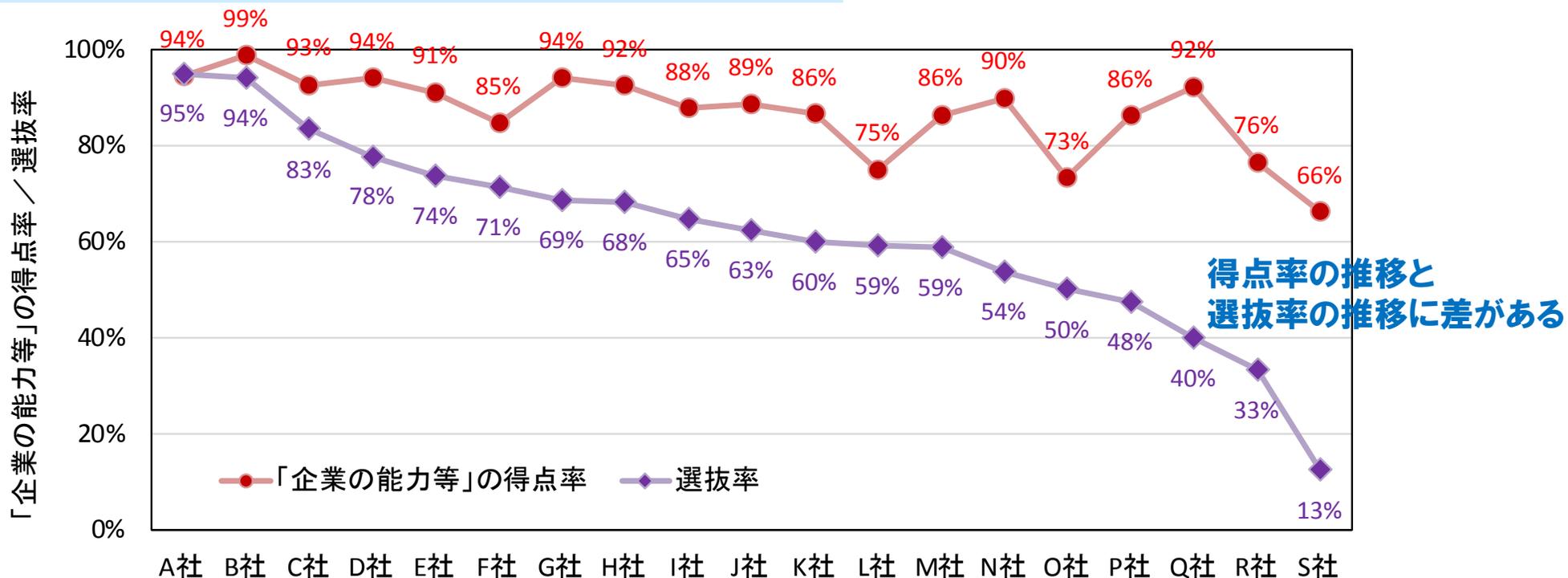
段階的選抜方式に参加する企業はいずれも実績が豊富であり、一定以上の工事品質を確保する技術力を有している。

一次審査の評価結果(トンネル工事)

各企業の選抜状況

○ 一次審査の選抜率が低い企業であっても、「企業の能力等」の評価点が高い企業も存在。
 ※選抜率 = 一次審査で選抜された工事件数 ÷ 一次審査に参加した工事件数

選抜率と「企業の能力等」の得点率の関係 (N=19社)



選抜される機会が多い企業

注1) 得点率は、平成25～27年度における10地方整備局等(港湾・空港関係工事は除く)が契約を締結した技術提案評価型S型(トンネル工事)において、10件以上の一次審査に参加した企業を対象に整理(JVとしての参加は除く)

ただし、一次審査の項目として当該項目が設定されていない工事及びその参加者は対象外

注2) 上記19社の他、一次選抜に参加した工事件数が10件未満の企業は、34社、JVが21社存在

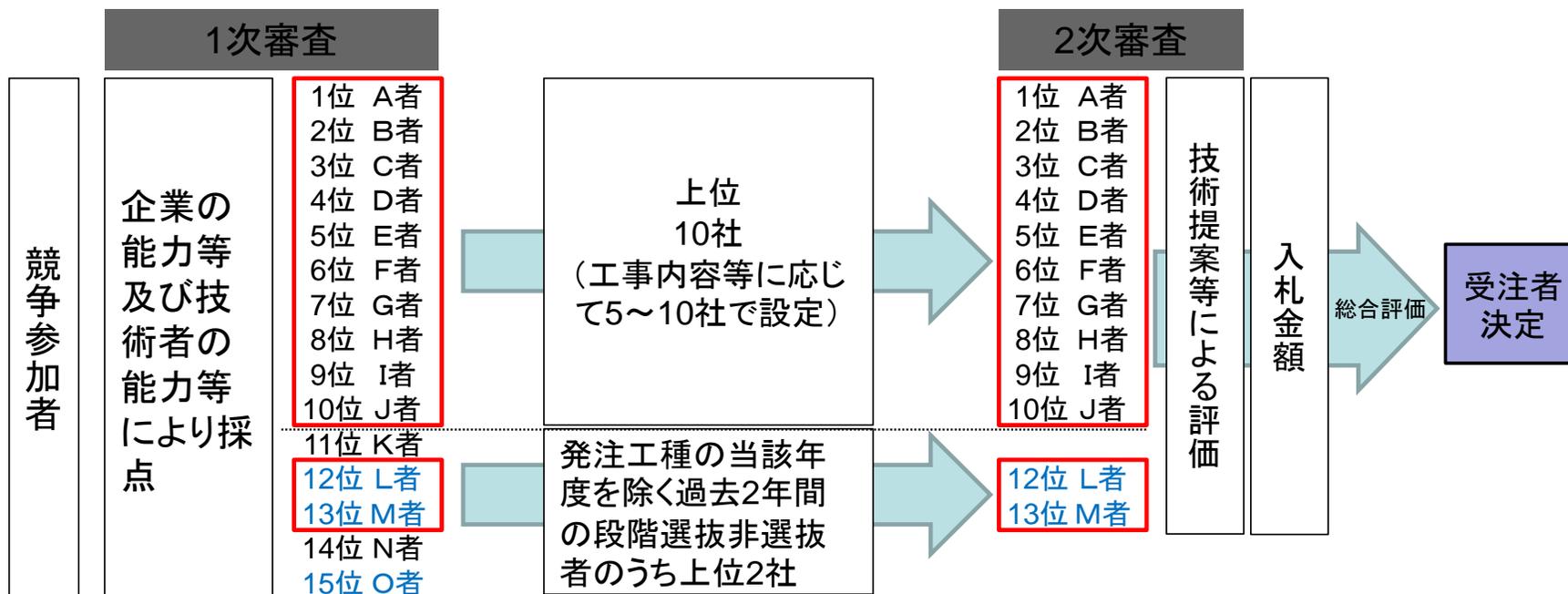
参加者の技術力確保に配慮した段階的選抜方式

論点 段階的選抜方式の選抜について

■ 取組みの方向性(案)

- 段階的選抜方式に参加した企業の「企業の能力等」の評価では、競争参加者の評価点が高い傾向となっており、工事品質を確保する上で十分な実績を有していると考えられる。今後、段階的選抜方式の適用を進めていく際に、「企業の能力等」の評価点が高くても選抜されない企業が出てくる可能性に留意する必要がある。
- 段階的選抜方式は、発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を目的としている一方、技術提案の作成が、競争参加者等の技術力の維持・向上に資する側面があることから、必要に応じて、**通常の選抜枠に加え、近年、選抜実績がない企業の技術提案の作成機会を設ける方策を試行するなど、固定化に配慮した**取組みを進める。

試行イメージ



※青書き:発注工種の過去2年の段階選抜非選抜者